

学 生 便 覧

2022年度



順天堂大学 医療看護学部

JUNTENDO UNIVERSITY Faculty of Health Care and Nursing

目次

1. 沿革	(2)
2. 学生生活	
1) 事務室	(5)
2) アドバイザー制	(5)
3) オフィスアワー制度	(5)
4) 学生証	(5)
5) ネームプレート	(6)
6) モバイル端末の持参	(6)
7) 掲示連絡	(6)
8) 学生用ロッカー	(6)
9) 通学	(7)
10) 通学定期乗車券	(8)
11) 学割証(学生旅客運賃割引証)	(9)
12) 各種証明書の交付	(10)
13) 受験料	(10)
14) 休学願	(10)
15) 退学願	(11)
16) その他の願出、届出	(11)
17) 不慮の事故に遭遇した場合	(12)
18) 通学困難発生時の授業について	(13)
19) 災害時安否確認について	(13)
20) 大規模災害時の緊急避難行動について	(13)
21) ハラスメント防止と学生相談室(ハラスメント)について	(16)
22) ブログ、ツイッター、SNS等での注意について	(17)
23) 禁煙について	(17)
24) 飲酒について	(17)
25) 薬物乱用について	(18)
26) マイナンバー制度について	(18)
3. 修学にかかる経費と経済援助	
1) 学費	(19)
2) 奨学金制度	(20)
3) アパート・アルバイト	(20)
4) 学生総合補償制度	(20)
4. 健康管理と健康相談等	
1) 定期健康診断	(21)
2) 健康保険証	(21)
3) 安全衛生管理室	(21)
4) 学生相談室	(22)
5) キャンパス(附属病院敷地内を除く)の感染対策について	(23)
6) 新型コロナウイルス流行拡大防止に伴う行動について	(23)
7) 実習中の感染対策について	(24)
5. 自治会組織とクラブ活動	
1) 自治会	(26)
2) クラブ活動	(26)
3) 課外活動のルール	(26)
6. 浦安キャンパス施設・情報ネットワーク利用	
1) 施設利用	(27)
2) 浦安キャンパス体育館・テニスコート	(28)
3) パソコン教室(マルチメディア教室・新マルチメディア教室・CALL教室)	(28)
4) ネットワーク利用について	(29)
5) 学生用メール(Webメール)について	(30)
6) 大学関係者との学事に関するメール連絡について	(30)
7) 教員の研究室に訪室する際の注意事項について	(31)
8) 売店	(32)
9) 食堂	(32)
10) 厚生寮・セミナーハウス	(33)
11) 学術メディアセンター	(34)
7. 資料編	
1) 順天堂大学学則	(37)
2) 試験規程	(46)
3) 順天堂大学医療看護学部自治会会則	(49)
4) 順天堂大学障がいのある学生に関する基本方針	(53)
5) 順天堂大学校歌	(55)
6) 卒業生数	(56)
7) 浦安キャンパス施設案内図	(59)
8) 順天堂大学関連施設一覧	(61)

1. 沿革

1838	天保 9 年	佐藤泰然、江戸薬研堀に医塾を開業 (この年をもって順天堂創業の年とする。)
1843	天保 14 年	佐藤泰然、佐倉本町に「順天堂」を開き、治療の傍ら医師を教育する。
1873	明治 6 年	佐藤尚中、下谷練堀町に順天堂医院を開く。(看護師育成が始まる。) 佐藤尚中、湯島の現地に順天堂を移転開院。
1875	明治 8 年	
1896	明治 29 年	順天堂医院看護婦養成所を開設する。看護師教育を正式な学制として開始。 第 1 回生 7 名入学。
1916	大正 5 年	順天堂医院看護婦講習所が警視庁告示第 25 号をもって看護婦規則第 2 条第 1 項第 2 号の講習所に指定される。
1939	昭和 14 年	看護婦の制帽使用始まる。
1943	昭和 18 年	財団法人順天堂医学専門学校設立認可 (12 月 8 日)。
1945	昭和 20 年	名称を財団法人順天堂医学専門学校附属看護婦養成所に変更 (4 月)。
1946	昭和 21 年	財団法人順天堂医科大学設置認可 (5 月 15 日)。
1951	昭和 26 年	私立学校の制定により、学校法人順天堂医科大学となる (2 月 21 日)。 新制順天堂大学体育学部設置認可 (3 月 1 日)。 順天堂医院看護婦講習所廃止 (3 月 31 日)。卒業生総数約 1,182 名。 順天堂医院乙種看護婦養成所 (看護学院) 設置 (4 月 1 日)。 学院長 有山登。
1952	昭和 27 年	新制順天堂大学医学部増設認可 (2 月 1 日)。4 月開校。 順天堂大学医学部附属順天堂准看護婦学院設置 (4 月 1 日)。 学院長 有山登。(学生募集は 29 年度より)
1954	昭和 29 年	順天堂医院乙種看護婦養成所廃止 (3 月 31 日)。卒業生総数 29 名。
1959	昭和 34 年	法人名を「学校法人順天堂大学」に変更。
1960	昭和 35 年	順天堂大学医学部附属高等看護婦学校 (各種学校) 設置認可 (11 月 24 日)。
1961	昭和 36 年	順天堂大学医学部附属高等看護婦学校 1 回生入学式 16 名入学 (定員 18 名) (4 月 6 日)。学校長 福田保。
1962	昭和 37 年	順天堂大学医学部附属順天堂准看護婦学院廃止 (3 月 31 日)。卒業生総数 132 名。 順天堂大学医学部附属高等看護婦学校保健婦助産婦看護婦法第 21 条第 1 号指定認可 (10 月 3 日、文部省)。
1963	昭和 38 年	名称を順天堂高等看護学校に変更 (4 月 1 日)。
1964	昭和 39 年	文部省指定取消認可 (2 月 1 日)。(法人直轄の厚生省指定の認可校とするため)。 本科第 1 回生 13 名卒業式 (3 月 23 日)。 厚生省指定認可併せて別科課程 (定員 30 名) 設置認可 (4 月 1 日)。
1966	昭和 41 年	本科定員変更 (定員 30 名) (4 月 1 日)。
1968	昭和 43 年	本科新カリキュラムに変更 (4 月 1 日)。
1969	昭和 44 年	別科新カリキュラムに変更 (4 月 1 日)。福田保学校長退任、 水野重光学校長就任 (4 月 1 日)。
1970	昭和 45 年	本科、別科定員変更 (定員 50 名) (4 月 1 日)。
1972	昭和 47 年	学生用実習衣完成 (1 月 24 日)。水野重光学校長退任、 高橋博元学校長就任 (4 月 1 日)。
1976	昭和 51 年	順天堂看護専門学校 (専修学校) 設置認可 (11 月 2 日)。 本科を第一看護学科、別科を第二看護学科とする。
1977	昭和 52 年	順天堂看護専門学校として第 1 回目の卒業式を行う (3 月 11 日。第一看護学科第 14 回生 45 名、第二看護学科第 11 回生 47 名)。
1978	昭和 53 年	法人名を「学校法人順天堂」に変更。

1980	昭和 55 年	第一看護学科、本年度入学生からカリキュラムを変更。
1981	昭和 56 年	高橋博元学校長退任、加藤英夫学校長就任（4月1日）。 新制度の看護婦教育開始満 20 年を記念して、創立 20 周年式典を行う（10月3日）。
1984	昭和 59 年	加藤英夫学校長退任、飯塚礼二学校長就任（4月1日）。
1985	昭和 60 年	一科、二科教育体制の改革を図る（4月1日）。
1987	昭和 62 年	二科学生募集停止（4月1日）。
1988	昭和 63 年	順天堂医療短期大学設置認可（12月22日）。
1989	平成 元年	順天堂医療短期大学指定認可（3月8日）。二科廃止（3月31日）。 順天堂看護専門学校飯塚礼二校長退任、宮崎寛明校長就任（4月1日）。一科学生募集停止（4月1日）。 順天堂医療短期大学開学（4月1日、入学定員 100 名）学長宮崎寛明。 順天堂医療短期大学開学披露（5月15日）。
1990	平成 2 年	新カリキュラムに変更（4月1日）。推薦入学制度開始（11月18日）。
1991	平成 3 年	一科廃止（3月31日）。順天堂看護専門学校廃止（3月31日、8月29日認可）。
1992	平成 4 年	専攻科（地域看護学専攻 30 名・助産学専攻 15 名）開設（4月1日）。 宮崎寛明学長退任、横田健学長就任（4月1日）。 体育学部のスポーツ健康科学部への改組認可（12月21日）。
1996	平成 8 年	横田健学長退任、山下辰久学長就任（4月1日）。 看護教育 100 周年記念式典を行う（10月12日）。
1997	平成 9 年	看護学科・専攻科カリキュラム変更。
1999	平成 11 年	山下辰久学長退任、藪田敬次郎学長就任（4月1日）。 「10年のあゆみ」発行。看護学科、男子学生募集開始。
2003	平成 15 年	藪田敬次郎学長退任、稲富恵子学長就任（4月1日）。 順天堂大学医療看護学部設置認可（11月27日）、同指定認可（11月27日）。
2004	平成 16 年	順天堂大学医療看護学部開学（4月1日、入学定員 100 名）。 学長 小川秀興、学部長 稲富恵子。 順天堂医療短期大学看護学科募集停止。
2006	平成 18 年	順天堂大学医療看護学部定員変更（4月1日、入学定員 200 名）。 専攻科地域看護学廃止（3月31日）。 順天堂大学大学院医療看護学研究科設置認可（11月30日）
2007	平成 19 年	専攻科助産学廃止（3月31日）。順天堂医療短期大学廃止（3月31日）。 順天堂大学大学院医療看護学研究科開学（4月1日、入学定員 10 名）。 研究科長 稲富恵子。
2009	平成 21 年	稲富恵子学部長・研究科長退任。岡田隆夫学部長就任。青木きよ子研究科長就任（4月1日）。 順天堂大学保健看護学部設置認可（9月4日）同指定認可（10月31日）。

2010	平成 22 年	順天堂大学保健看護学部開学（4月1日、入学定員120名）。 学長 木南英紀、学部長 稲富恵子。 順天堂大学大学院医療看護学研究科定員変更（4月1日、入学定員15名）。
2012	平成 24 年	新カリキュラムに変更。
2013	平成 25 年	順天堂大学大学院医療看護学研究科博士後期課程設置認可（10月31日）。
2014	平成 26 年	順天堂大学大学院医療看護学研究科博士後期課程開設（4月1日、入学定員7名）。 順天堂大学大学院医療看護学研究科博士前期課程三島サテライトキャンパス開講（4月1日）。 岡田隆夫学部長退任。青木きよ子学部長（研究科長兼務）、植木純副学部長就任（4月1日）。 順天堂大学国際教養学部設置認可（12月18日）。
2015	平成 27 年	青木きよ子学部長退任（研究科長は継続）。植木純学部長、工藤綾子副学部長就任（4月1日）。 順天堂大学国際教養学部開学（4月1日、入学定員120名）
2017	平成 29 年	青木きよ子研究科長、植木純学部長退任。植木純研究科長、工藤綾子学部長就任（4月1日）。
2018	平成 30 年	順天堂大学保健医療学部設置認可（8月31日）。
2019	平成 31 年 (令和元年)	新カリキュラムに変更。 順天堂大学保健医療学部開学（4月1日、入学定員240名）。 学長 新井一、学部長 代田浩之。 順天堂大学国際教養学部定員変更（4月1日、入学定員240名）
2020	令和 2 年	工藤学部長退任。植木学部長就任。（4月1日）
2022	令和 4 年	順天堂大学医療看護学部定員変更（4月1日、入学定員220名）。

2. 学生生活

皆さんは大学生として、学内・学外を問わず一人前の大人として行動することが期待されています。学生生活を実りあるものにするためには各自の自覚が大切です。順天堂大学は他を思いやり、慈しむ心「仁」の理念のもとに教育を行っています。友を大事に、マナーをまもりながら、自分たちで学習環境をつくっていくという自覚を持ち、自分の意思のもとに有意義な学生生活を過ごしていただきたいと思えます。

この学生便覧には、順天堂大学において皆さんが学生生活を過ごす上で必要な事務手続きや決まり、自治会会則などが掲載されています。熟読してご活用ください。

1) 事務室

事務室では授業や学生行事等課外活動に関する手続き、各種証明書の申し込み、履修登録やレポートの提出などさまざまなことを扱っています。期日や時間が定められている場合は、必ずその通りに手続きをとってください。

事務室の窓口受付時間は、次のとおりです。

月曜日～金曜日	9:00 ～ 17:00
土曜日	9:00 ～ 13:00 (ただし、第2土曜日は休み)

2) アドバイザー制

教員が少人数の学生グループを担当し、学習上および生活面の指導・支援を行います。積極的にこの制度を利用するようにしてください。

- (1) 科目履修にあたり、学習目的・過去の履修状況・GPA (Grade Point Average) 評点等から履修計画・科目選択のアドバイスをを行います。
- (2) 学生生活・個人的な悩みや問題等に関する相談や就職・進学等について助言します。
- (3) 質問や相談を受ける時間帯については、担当のアドバイザー教員と打ち合わせて決めてください。

3) オフィスアワー制度

学生が他の教員に相談を希望するときに気兼ねなく行けるよう、オフィスアワー制度を設けています。アドバイザー制とは別に設定し、相談できる窓口を拡げるものです。各教員のオフィスアワーについては事務室前掲示板および JUNTENDO PASSPORT にて掲示しています。

4) 学生証

- (1) 学生証は身分証明証となりますので、学生は常に携帯するようにしてください。
- (2) 定期試験受験時や返却物受取時、各種証明書申請時には必ず持参してください。
- (3) 記載事項に変更等が生じたときは、速やかに事務室へ届け出てください。
- (4) 万一、紛失した場合には、速やかに事務室まで紛失届を提出してください。
- (5) 再発行には手数料 1,000 円が必要となります。
- (6) 学籍を離れたとき、または有効期限を経過したときは、速やかに事務室へ返還してください。

5) ネームプレート

- (1) 実習服着用の際等に使用します。浦安キャンパス売店で専用のホルダーを購入し着用してください。
- (2) 記載事項に変更等が生じたときは、速やかに事務室へ届け出てください。
- (3) 万一、紛失した場合には、速やかに事務室まで紛失届を提出してください。
- (4) 再発行には手数料 1,000 円が必要となり、期間は 1 ヶ月程度かかります。
- (5) 学籍を離れたときは、速やかに事務室へ返還してください。

6) モバイル端末の持参

- (1) 本学部では授業の出席管理は原則、モバイル端末（スマートフォン、タブレット、携帯電話）を用いて行います。
- (2) 各自端末を用意し通学の際は必ず持参して下さい。
- (3) 浦安キャンパスでは無料で接続可能な無線アクセスポイントを設けています。接続には利用登録が必要ですので、「6. 浦安キャンパス施設・情報ネットワーク利用」の「4) ネットワーク利用について」を参照してください。

7) 掲示連絡

大学から学生への連絡は、特別な場合を除き、JUNTENDO PASSPORT を利用して行います。毎日、必ずログインし確認するようにしてください。

JUNTENDO PASSPORT	教務関係内容、特に緊急を要する事項等
事務室前掲示板	一般的な掲示等
学術メディアセンター内掲示板	学術メディアセンター内に係る掲示等

この他に学生ホール・ロッカールーム前には自治会、クラブ活動関係等の掲示板があります。

8) 学生用ロッカー

- (1) 浦安キャンパスは 2 階ロッカー室内に学生用ロッカーを設置しています。貸与期間は、在学期間中とし、各自の良識と責任において管理・利用してください。
- (2) ロッカーは、必ず施錠してください。
- (3) ロッカーの鍵は、入学・進級時のオリエンテーションの時に渡します。
- (4) 鍵を忘れた場合は、事務室にて合鍵を貸出します。事務室にある自動証明書発行機で所定の手料を支払ったうえで合鍵借用申請書を発行し、学生証を添えて申請してください。学生証は合鍵の返却時にお返しします。
- (5) 鍵を紛失したときや、ロッカーおよびその付属備品を破損したときは、速やかに事務室へ届け出てください。故意・過失に拘らず実費弁償となります。
- (6) ロッカーは常に整理整頓を心がけ、清潔に使用してください。

残念ながら、施錠忘れ、置き忘れ等により、ロッカー室内で盗難が発生しています。
各自私物の管理は、自己の責任下において十分注意してください。

9) 通学

- (1) 自動車・オートバイ・原動機付自転車での通学は、構内駐車の有無に拘らず禁止します。
- (2) 浦安キャンパスは許可を得た自転車による通学が可能です。

自転車のマナー・安全対策の一環として「自転車安全講習会」を実施し、講習を受講、又は講習ビデオを視聴した学生のみ自転車通学許可証と自転車に貼るステッカーを配布します。 なお、自転車事故の加害者となった場合、法律や諸規定に従わない、路上駐輪、警察または近隣、第三者から注意・指導を受けた時は、年度内における自転車通学の許可を取り消すことがあります。	
開催時期	1年生：新学期オリエンテーション終了後に実施 2～4年生：事務室にて随時受付(収録コンテンツ視聴)
実施内容	・自転車マナー、加害者になった場合の責任等について ・自転車交通安全に関する動画の視聴 ・自転車通学許可申請書配付 (事務室に許可申請書を提出し、ステッカーを受け取る。)

- (3) 駐輪場は原則として次の通り指定します。

1年生	駐車場奥（県営住宅側）の駐輪場
2～4年生	校門横の駐輪場、体育館横駐輪場

◎駐輪にあたっては整理整頓を心がけてください。

- (4) 新浦安駅にある駐輪場の使用申請については、浦安市ホームページの「市営自転車駐車場定期利用申請手続き」を確認してください。

<http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/machi/chushajo/1000499.html>

- (5) キャンパス周辺の歩道は歩行者に注意して自転車で通行することができますが、自転車レーンを走行する、並んで走らない、2人乗りをしない等、交通ルールを守り、相手の立場に立った思いやりのある運転を心がけてください。

また、次頁の通り、自転車通学時の通行禁止エリアを設けていますので厳守してください。

自転車は道路交通法上、車両の一種(軽車両)です。

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう！

自転車利用者も事故を起こすと刑事上の責任が問われます。さらに相手にケガを負わせた場合や死亡事故を起こした場合は民事上の損害賠償責任も発生します。また、自転車での交通違反は次のとおり罰せられます。

【主な交通違反と罰則】

- ・2人乗り運転→2万円以下の罰金又は料料
- ・並んで走る→2万円以下の罰金又は料料
- ・信号無視→3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金
- ・傘を差しての片手運転、携帯電話、メールをしながらの運転→3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金
- ・ヘッドフォン等で音楽を聴きながらの運転→3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金
- ・歩行者妨害(歩行者への注意や徐行の怠り)→3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金
- ・歩行者に衝突、逃走→1年以下の懲役、又は10万円以下の罰金
- ・路側帯の左側通行に違反→3カ月以下の懲役か5万円以下の罰金

自転車通学 通行禁止エリア



(6) 最近事故を起こした際の補償額が高額になっています。自転車損害保険に加入するようにしましょう。なお、浦安キャンパスで自転車通学の許可を得る際は加入必須とします。

10) 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、住所地の最寄り駅から大学までの区間に限り、購入できます。購入は、学生証で購入できる場合と、学生証の他に通学証明書を必要とする場合があります。JRでは、駅備え付けの申込書と学生証を駅窓口提出すれば購入できます。通学証明書が必要な場合には、事務室にて申請してください。

また実習用通学定期乗車券購入のために実習用通学証明書の発行が必要な場合は、事前に大学から各鉄道事業者へ申請し、承認を得る必要があります。申請から1ヶ月程度の時間を要しますので、1か月以上前に申請してください。実習期間が2~3週間の場合は、回数券の方が安価な場合があります。事前に調べてから申請をするようにしてください。

11) 学割証（学生旅客運賃割引証）

- (1) JR を片道 101km 以上利用するとき割引が受けられます。事務室にある証明書自動発行機を使用して申請してください。
- (2) 学割証の発行枚数は、年度あたり 1 人 10 枚までとします。必要最低限、確実に使用する枚数のみ発行してください。10 枚を超えて発行を希望する場合は窓口より申請してください。
- (3) 学割証の有効期限は、発行日から 3 ヶ月以内となっています。

◎学割証は学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行されません。

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習、試験などの正課の教育活動
- ・ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

◎他者への譲渡は絶対にしないでください。記名人以外の使用など違反行為をした場合は、多額の運賃の追徴があり、また以後の学割証の発行停止処分等（本人だけでなく、大学が発行停止処分を受ける場合もあります）がありますから、決して不正使用しないでください。

《 学生団体旅行割引 》

合宿や遠征等の課外活動やクラス・ゼミ旅行等で学生 8 人以上が教職員に引率されて同経路で旅行する場合には、JR 普通運賃について学生団体割引制度の適用を受けることができます。JR 等の所定用紙に旅行計画書、参加者名簿を添えて事務室に提出し証明を受けてください

12) 各種証明書の交付

各種証明書および手数料については次のとおりです。

項目	発行場所	種別	手数料	備考
在学証明書	自動発行機	和文	300 円	在学生のみ
		英文	1,000 円	
成績証明書	自動発行機	和文	300 円	
		英文	1,000 円	
卒業見込証明書 資格取得見込証明書	自動発行機	和文	300 円	4年生のみ
		英文	1,000 円	
卒業証明書 成績卒業証明書	自動発行機	和文	300 円	卒業生のみ
		英文	1,000 円	
学力に関する証明書	窓口申請	和文	300 円	養護教諭二種免許申請用 卒業生のみ
その他	窓口申請	和文	300 円	
		英文	1,000 円	

- (1) 発行場所を確認し申請してください。窓口申請の場合、自動発行機で所定の手数料を支払い、発行された申請用紙に必要事項を記入し申請してください。
- (2) 各種証明書の発行は、自動発行機の場合は申請当日、窓口申請の場合は原則として和文証明書は申請日の翌日です。ただし英文証明書等、発行に日数のかかるものもありますので、必要な時は早めに申請してください。
- (3) 休暇中・卒業後等で来校できない場合は、必要とする証明書・氏名・学年（卒業生は卒業年度）・郵送先・連絡先等を記載した申請書と手数料と送料を「郵送」してください。手続きの詳細および申請書用紙は本学ホームページに掲載されています。

<http://www.nurs.juntendo.ac.jp/career/application.html>

13) 受験料

追試験および再試験等の受験料については履修要項を確認し、受験対象となる場合は自動発行機で所定の手数料を支払い申請してください。該当の手数料については履修要項内の取り決めを確認してください。

14) 休学願

病気、その他やむを得ない理由で3ヶ月以上欠席する場合、休学を願い出なければなりません。所定の「休学願」に休学理由を明記し、保証人連署のうえ、事務室に提出してください。

病気による休学の場合は、医師の診断書が必要です。また、海外研修や留学による場合は、留学許可書等の資料を添付してください。

休学期間中も学費は全額納入しなければなりません。

休学期間が終了して復学する場合は、所定の「復学願」に復学理由を明記し、事務室に提出してください。

15) 退学願

事情により退学しなければならなくなった場合には、所定の「退学願」に退学理由を明記し、保証人連署のうえ、学生証等を添付して事務室に提出してください。

退学願の提出に当たっては、当該年度の学費が全額納められていることが条件になります。

16) その他の願出・届出

次の事由が生じたときは、JUNTENDO PASSPORT から変更申請をしてください。

書類名	事 由
住所変更届	住所・電話番号等が変わったとき
氏名変更届	氏名が変わったとき
保証人変更届	保証人の氏名、住所等の変更が生じたとき

次の事由が生じたときは、所定用紙をもって事務室に願出、または届出をしてください。

	書類名	事 由
個人	欠席届	病気や忌引等でやむを得ず欠席した（する）とき ◎病欠の場合は診断書を添付してください ◎忌引の場合は会葬礼状を添付してください
個人 ・ 団体	備品借用願	備品を借用する1週間前まで
	学外活動許可願	学外活動を行うとき、その1週間前まで
	学外活動費用補助金 申請書・報告書	その事由が生じたとき
	施設使用願	施設を使用する1週間前まで
	マスコミ出演届	取材、撮影等の10日前まで*
	海外渡航届	渡航する10日前まで**
	事故報告書	その事由が生じたとき速やかに届出てください

* テレビ、ラジオ、舞台、映画等の出演、書籍、雑誌等に記事や写真が掲載される場合に申告。マスメディアの恐ろしいところは、たとえ事実と反する修正が行われたり誤った内容で報道されても、一旦流されてしまったものを修正するのが容易ではないという点です。実際にファッション雑誌用にと言われて撮影された写真が低俗な風俗雑誌に掲載されてしまったケースもあります。応じる場合は、後々生活や学業に支障を来すことがないよう熟慮が必要です。

** 退避勧告が出されている国や地域に渡航を予定している学生は、渡航先や渡航時期を変更してください。危険情報が発出されていない地域等であっても安全に十分配慮するようにしてください。また、外務省が実施している「渡航登録サービス <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>」にも必ず登録するようにしてください。

17) 不慮の事故に遭遇した場合

(1) 事故にあった場合には、学内外を問わず速やかに事務室まで連絡してください。学生総合補償制度の適用もありますので、相談してください。

(2) 火災、風水害等にあった場合には、事務室まで連絡してください。独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用奨学金の制度がありますので、相談してください。

(3) 地震が発生した場合

地震が発生した場合は次の事項に注意し、安全を確認した上で冷静に避難してください。

①地震が起きたら、すぐに外へとび出すことは危険です。机の下などに身を伏せ、しばらく様子を見てください。

②教職員や消防士の指示に従ってください。

③学内の非常放送により連絡することもありますので、注意してください。

④本学の広域避難場所は本郷・お茶の水キャンパスは東京大学、浦安キャンパスは本学です。

(4) 大規模地震の警戒宣言が発令された場合

本学では大規模地震の発生が予想され、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合には授業を休講とし、次の措置をとります。

①在宅中及び通学途中の者は、登校を中止してください。

②警戒宣言解除後の授業再開については、「通学困難発生時の授業について」を準用します。

(5) 事件・事故等のトラブルに巻き込まれたときは、次の電話番号に連絡してください。

軽い事故でも後日大きなトラブルとなることがあります。必ず警察へ連絡してください。

① 警察 110

② 順天堂大学浦安キャンパス事務室 047-355-3111

事務室窓口受付時間内は職員が出ます。夜間・休日は警備室につながりますので、学生氏名・場所・状況等を連絡してください。

(6) 臨地実習等において避難が必要になるような事故にあった場合には、教職員または実習先の職員の指示に従って行動してください。

大学は、学生の安全確保を最優先としています。

18) 通学困難発生時の授業について

(1) 災害、事故または交通機関のストライキ等で通学困難が発生した時の授業については、次の通り取扱います。

【浦安キャンパス・さくらキャンパスでの授業】

午前 7 時現在のニュースで JR（京葉線）が止まっていた場合、1 時限目は休講とします。2 時限目以降については、JUNTENDO PASSPORT で掲示するとともに、メール配信します。

【実習等上記以外の授業】

授業実施施設の通学途上の鉄道線が止まっていて遅刻した場合、看護実習科目については実習担当教員および実習施設へその旨連絡し、駅発行の遅延届を実習担当教員へ提出してください。

(2) 休校・休講等が発生した場合の連絡について。

本学が、災害や交通機関トラブルで休校・休講等の緊急連絡を必要と判断した場合は、JUNTENDO PASSPORT で掲示するとともに、メール配信します。

◎携帯・スマートフォンでメッセージを受け取るためには、予め JUNTENDO PASSPORT に携帯メールアドレスを登録する必要があります。

◎緊急連絡を直ちに受け取るために、携帯・スマートフォンでメッセージが受け取れる設定を各自で必ず行ってください。

19) 災害時安否確認について

(1) 大規模自然災害発生時の安否確認

学内ホームページ上に、大規模災害時の安否確認サイトを常設しています。大規模災害発生後、学校と連絡がとれなくなった場合は、サイトにアクセスして自身の安否について回答してください。

アクセス方法

順天堂大学医療看護学部公式 HP → 在学生の皆様へ → 緊急時の対応ページ



20) 大規模災害時の緊急避難行動について

(1) 地震・津波発生時の浦安キャンパス内における避難について

東京湾を震源とする地震で港湾部に 10m の津波が押し寄せた場合、浦安市は 2.5m に達すると予想 (2012 年 4 月 25 日千葉県発表 朝日新聞記事より) に基づき 2 階以上の教室等を避難場所とします。

大規模地震が発生した場合は、教職員の指示（放送）に従い、落ち着いて行動してください。

- ① 転倒、落下の可能性がある物から離れて、各自、身の安全を守る。
- ② 明らかに危険がある場合を除き、むやみに外には出ず、その場で待機する。
- ③ 津波警報が発令された場合は、2 階以上の階に避難する。

(2) 学年別避難経路(予定)

《1年生》 避難先教室：3F 基礎看護実習室



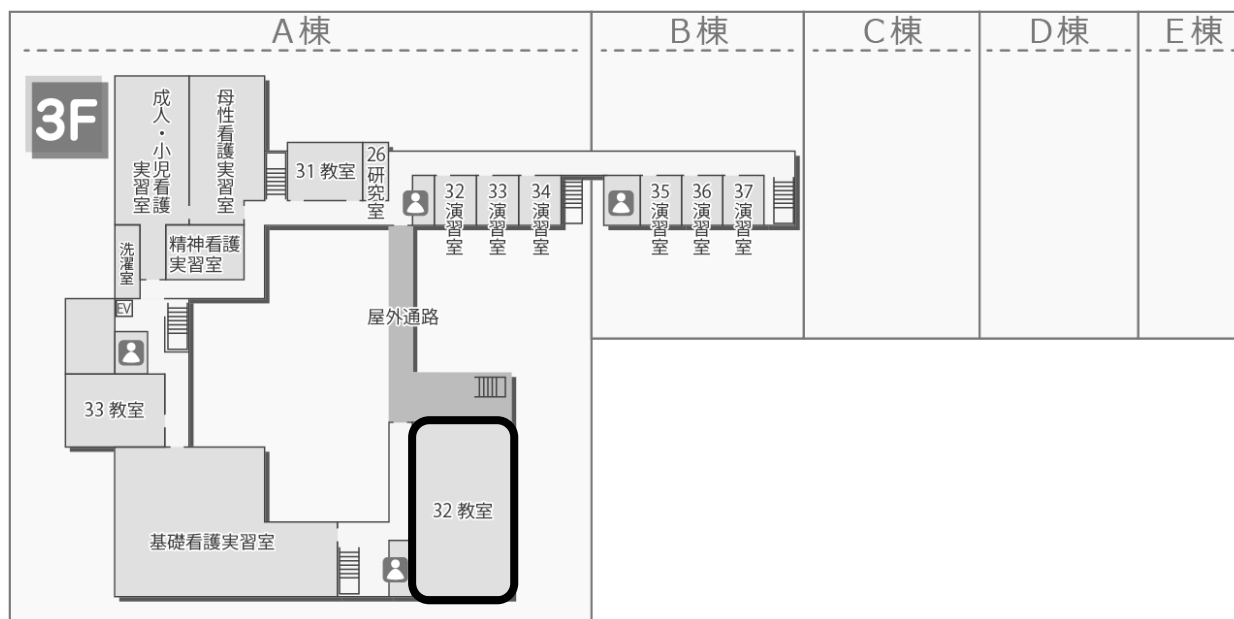
《2年生》 避難先：3F 成人・小児実習室、母性看護実習室



《3年生》避難先教室：3F 精神看護実習室、31教室、32～37演習室



《4年生》避難先教室：3F 32教室待機



※建物の倒壊が予想される際は経路を変更して避難誘導します。状況に応じて教職員の指示に従ってください。

(3) 震災時キャンパスに宿泊が必要となった場合の部屋割り（予定）について

浦安キャンパスには全学生および教職員用の保存水、サバイバルフーズ、食器セット、ランタン、簡易トイレセットなどが備蓄されています。震災時キャンパスに宿泊が必要となった場合の部屋割りは教職員の指示に従ってください。

(4)弾道ミサイル発射によるJアラート（全国瞬時警報システム）発信時の対応について

万が一、弾道ミサイルが発射され、影響が予想される場合には、国からミサイル発射情報や屋内退避の呼びかけ等の緊急情報が、Jアラート（全国瞬時警報システム）により伝達され、その情報が携帯電話・スマートフォンの緊急速報メールや各自治体の防災行政無線等を通じて、伝達されますので、落ち着いて直ちに以下の行動をとってください。また、これらの緊急情報にあわせて、テレビ、ラジオの報道情報等にも注意してください。

【建物内にいる場合】

最寄りの仕切られた教室・演習室等に避難して次の行動を取ってください。

- ①窓から遠い場所に避難する。
- ②机の下などに身を伏せる、床に伏せるなどして頭部を保護する。
- ③状況によっては窓を閉め、目張り（カーテンやブラインド等）をして室内を密閉する。

【屋外にいる場合】

直ちに近くの建物内に避難してください。

- ①近くに適切な建物がない場合には、物陰に身を隠すなど身を守る場所を確保する。
- ②①も難しい場合、地面に伏せて頭部を守る。
- ③近くに弾道ミサイルが落下したときには、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

行政からの指示等に従い、避難誘導案内を行いますので、それに従って行動してください。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動については、内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載されますので、参考にしてください。

内閣官房国民保護ポータルサイトはこちらから →



21) ハラスメント防止と学生相談室（ハラスメント）について

仁の精神を学是とする順天堂大学は、いかなるハラスメントも容認しません。

順天堂大学は「人ありて我あり、他を思いやり、慈しむ心」という仁の精神を学是としています。教育・研究・臨床を推進する国際的な機関として、セクシャル・ハラスメントをはじめ、いかなるハラスメントも容認しません。

匿名を背景にブログに悪意の書き込みを行うネット世界の“暴力”が年々増加し、書き込んだ人が刑事責任を迫られるなど社会問題になっています。ネットを使ったハラスメントも順天堂大学は決して容認しません。

ハラスメントを防止し、ハラスメントのない快適な大学生活、教育環境を確保することを目的として、浦安キャンパス学生相談室とハラスメント防止人権委員会を設置しています。ハラスメントの被害を受けたと思った場合には、すみやかに学生相談室に相談してください。相談者のプライバシーは必ず守られますので、安心してご相談ください。学生相談室で相談できる事項や相談員、連絡方法等については、別途配布している「学生相談室のしおり」または学内専用ホームページをご

確認ください。また、相談した場合にどのような流れで解決されていくかについては、学内専用ホームページに案内しています。

22) ブログ、ツイッター、SNS等での注意について

「21)ハラスメント防止について」でも述べましたが、ブログ、ツイッター、SNS等で他者を誹謗中傷したり偽情報を流布したりすることは絶対にやめましょう。匿名性に隠れて不正を行うことは不名誉であるだけでなく、違法行為となり刑事罰を受けることもあります。そのような記載を見つけたときにはすみやかにアドバイザー教員や学生相談室に相談してください。

個人の特定につながるような情報を記載することはやめましょう。特にSNS等に実習先での写真を掲載したり、病棟での出来事や実習施設について記載することは、記載された人や施設に大きな迷惑をかけることとなりますので絶対にやめてください。世の中には様々な意見の持ち主がいます。ブログを閉鎖しても、逆に記載した自分が集中して検索、中傷され、学生生活に大きなダメージを受ける場合もあります。

著作権を侵害する画像の掲載やクチコミサイトでの不適当な発言に関しても、自ら行わないことはもちろん、積極的支持もやめましょう。「違法行為のほう助」となる場合もあります。

23) 禁煙について

キャンパス・附属病院敷地内全面禁煙

喫煙習慣は、ニコチン依存症という一種の薬物依存症で、喫煙による健康被害はすでに癌や心筋梗塞などの喫煙関連疾患として知られています。喫煙により、喫煙者のみならず受動喫煙のために家族や周囲の人々にまで、発癌などの健康被害を及ぼします。浦安キャンパスは敷地内全面禁煙です。喫煙スペースはありません。皆さんが実習を行う附属病院も同様に敷地内全面禁煙です。喫煙習慣のない健康的な学生生活を送りましょう。禁煙希望者は附属病院の禁煙外来を紹介します。

参考

健康増進法 第二節第二十五条 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

24) 飲酒について

キャンパス内での飲酒・アルコール飲料の持ち込み禁止 (本学教職員が同席している企画について特別な許可を得た場合は除く)

20歳未満の飲酒は認められていません。法律違反ですので、勧められても勇気をもって断わりましょう。大学生になるとお酒を飲む機会が増えると思います。お酒は適量を楽しく飲むものです。飲めない人への無理強いや、自分で無理に飲むことは絶対にやめてください。特に一番注意しなければならないのが『イッキ飲み』です。飲んだ直後は大丈夫そうに思えても、血中のアルコール濃度が急速に上昇すると急性アルコール中毒になってしまい、「泥酔」「昏睡」の状態にまで進んでしまいます。場合によっては命を失うこともあります。

25) 薬物乱用について

薬物乱用はあなたの大切な人生を台無しにしてしまう重大な犯罪です。大麻は「大麻取締法」の規制を受ける麻薬で、精神障害をきたす場合もあります。1回の使用でも乱用となり、所持するだけで犯罪になります。危険ドラッグは、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうことがあります。また、使用すると呼吸困難で死亡することもあります。たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚醒剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質で、指定薬物については所持するだけで犯罪になります。軽い気持ちで絶対に手を出さないでください。自分が望まなくても薬物犯罪に巻き込まれることもあります。自分が望まない行為ははっきりと断わりましょう。

悪徳商法に注意！

入学シーズンになると多発するのが悪徳商法です。言葉巧みに接してくるので、十分に注意してください。もしもの場合はクーリング・オフ制度ですみやかに対応しましょう。

- ①キャッチセールス商法・・・路上で話しかけられ甘い言葉で何かを売りつける商法
- ②アポイントメント商法・・・電話などで「貴方が**に選ばれました（当選いたしました。）**まで来てください。」などと誘われ、会ったが最後、高額な商品・会員券を強引に売りつける商法
- ③士（さむらい）商法・・・電話などで「これからは**士の時代。資格が簡単にとれる講座があります。」などと誘い、代金を振り込ませ何も送らない商法。

悪徳商法予防五か条

- ①向こうから飛び込んでくる「タナボタのうまい話はない」と知れ！
- ②誘われても決して業者のところへは行かない！
- ③現金で支払いをしない！先にお金を振り込まない！
- ④はっきりと断れ！「NO」、「いりません」
- ⑤何かあったら、くよくよせずに、「即相談！」

千葉県消費者センター（TEL）047-434-0999

市川市消費者センター（TEL）047-334-0999

26) マイナンバー制度について

マイナンバーは、原則として一生使うものになります。取扱いには十分注意し、安易に友達などに教えることがないようにしてください。

～マイナンバーはこんなことにも使用します～

- ・SA(Student Assistant)やアルバイト等の採用に当たって提示が求められることがあります。
- ・日本学生支援機構の奨学金申請手続きの際に提示が求められる場合があります。

3. 修学にかかる経費と経済援助

学習や課外活動などの学生生活を継続するには、確固とした経済的な裏付けが必要です。学生らしく、質素であっても楽しい学生生活を送ることができるよう計画を立ててください。人物・学業ともに優れ、かつ経済的な理由のため修学困難な学生に経済援助を行う奨学金制度があります。

1) 学費

- (1) 在学中の学費については、3月末に保護者宛に学費納入案内を送付します。
- (2) 在学生からの学費の納入については、安全・確実に行うため「銀行預金口座自動振込制度」を採用しております。
- (3) 学費については、年2回に分割納入することができます。

納入期限	第1期	5月初旬指定日
	第2期	10月初旬指定日

- (4) やむを得ない事情で期日までに納入できない場合は速やかに事務室に相談してください。学費の滞納は除籍となることがあります。

区 分		入学時一括納入の場合	入学時分割納入の場合 (第1期分)	備 考
学 費	入学金	300,000 円	300,000 円	入学時のみ納入
	授業料	900,000 円	450,000 円	毎年次納入（年額）
	施設設備費	300,000 円	150,000 円	
	実験実習費	350,000 円	175,000 円	
小 計		1,850,000 円	1,075,000 円	
委 託 経 費	自治会費	50,000 円	50,000 円	入会金 1 万円 + 4 年間分
	同窓会費	50,000 円	50,000 円	終身会費
	学生保険料	34,000 円	34,000 円	4 年間分一括納入金額
	保護者会費	48,000 円	48,000 円	4 年間分一括納入金額
	その他雑費	10,000 円	10,000 円	新入生行事関連費用
小 計		192,000 円	192,000 円	
合 計		2,042,000 円	1,267,000 円	

※助産学に関する実習を受講する場合・・・350,000 円加算

2) 奨学金制度

主な奨学金の募集については、新学期オリエンテーションにてご案内します。その他奨学金についてのご相談は随時事務室にて受け付けておりますので事務室の担当者までお問い合わせください。

【主な奨学金について】

※金額、家計基準等の最新情報については各ホームページをご参照ください。

日本学生支援機構奨学金

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>



千葉県保健師等修学資金

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/kangoshi/shikin/gaiyou.html>



3) アパート・アルバイト

(1) アパート

浦安市周辺におけるアパートなどの賃貸住居は、概ね1Kで50,000円～65,000円、2DK70,000円～90,000円程度となっています。

(2) アルバイト

学生が学資を補うためにアルバイトを行うことは、やむを得ないことかもしれませんが、やもすれば、学業の妨げになり、学生の本分に反するなど、好ましくない結果を招くこともあります。学業との両立が可能かをよく考慮し、アルバイトを行う場合は、保護者の了承を得ることを遵守してください。なお、アルバイトをする場合には、あくまでも自己の責任において行い、学生としてふさわしい職種を選んでください。

労働基準法では、給料、労働時間、仕事の内容など、あらかじめ示された労働契約の内容と実際の労働条件が違っていた場合には、労働者は雇用者に約束通りにするように要求できます。そのためにアルバイト雇用契約書を必ず確認してください。

本学でアルバイトの斡旋をする場合には、掲示板に掲示します。内容は、附属病院等からの求人等を対象としています。

4) 学生総合補償制度

大学で入学時に加入する保険の補償制度は、次のとおりです。この保険の対象となる事故が発生した場合は、ただちに事務室に報告してください。事務室に報告後、保険会社に請求し、認められたものについて保険会社より保険金が支払われます。

(1) 学業費用

扶養者（誓約書の第一保証人と同一とします。）が、国内外を問わず事故によるケガで死亡した場合、もしくは重度後遺障害を負った場合

(2) 育英費用

扶養者（誓約書の第一保証人と同一とします。）が、国内外を問わず事故によるケガで死亡した場合、もしくは重度後遺障害を負った場合

(3) 学生本人の障害補償

死亡・後遺障害保険金・・・学生本人が事故にあり、そのケガがもとで亡くなった場合

- 入院保険金・・・学生本人が事故にあい、そのケガにより入院した場合
- 手術保険金・・・学生本人が事故にあい、そのケガにより入院し、手術をした場合
- 通院保険金・・・学生本人が事故にあい、そのケガにより通院した場合

(4) 個人賠償責任補償

学生が、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、損害賠償を請求された場合、内容によっては保険適用外の場合もありますが、事故が発生した場合は、事務室に相談してください。

4. 健康管理と健康相談等

学業を行っていくには、心身ともに健康であることが重要です。大学に入学したことによって、通学時間や生活のリズムが大きく変化することもありますから、体調には十分注意してください。

1) 定期健康診断

毎年、全学年を対象に定期健康診断を実施しています。自分の健康は自分の手で管理し、進んで健康診断を受けてください。定期健康診断では、浦安キャンパスにおいて胸部レントゲン検査（全学年）、血液検査（1.2年生）、尿検査（全学年）などを実施します。キャンパス内や病院実習では、胸部レントゲン検査で肺結核などの感染性の病気がないこと、麻疹、流行性耳下腺炎、水痘、風疹、インフルエンザ等に対する抵抗力があることが求められます。定期健康診断は必ず受けてください。

2) 健康保険証

親元から離れて生活をする学生は、必ず「健康保険遠隔地被保険者証」の交付を受けてください。この保険証は、親元から離れてその家族の一員が生活する場合に、健康保険組合等が発行するもので、緊急時の医療費負担を少なくするためのものですから、必ず発行してもらってください。在学証明書を添付して申請します。

- (1) 国民健康保険の場合：国保116条申請書を世帯主の市区町村役所に提出して、「被保険者証(学)」の交付を受けてください。
- (2) 社会保険の場合：遠隔地被保険者証交付申請書を世帯主の勤務先に提出して、「被保険者証(学)」の交付を受けてください。
- (3) その他の健康保険については前2号に準じます。

3) 安全衛生管理室

学生の心身の健康を管理し、かつ健康保持に関する相談等に対応するために、安全衛生管理室を設けています。

(1) 浦安キャンパス安全衛生管理室（保健室）

1階の中庭に面したところにあります。

開室時間は、9：00～17：00（月曜日～金曜日）です。

校内での負傷や体調不良時などは、校医、保健室看護師、または教員が応急処置などの対応をします。また休養が必要な場合は、保健室のベッドが利用できます。さらに、容態が悪い場合には、順天堂大学附属病院などへの受診を手配します。

(2) 食物等のアレルギーがある学生が増えています。アレルギー体質の学生は情報提供をお願いします。

(3) 本郷・お茶の水キャンパス安全衛生管理室

応急処置や健康相談に応じています。怪我・病状等の状況に応じて、順天堂大学附属病院などへの受診紹介も行います。

(4) さくらキャンパス安全衛生管理室

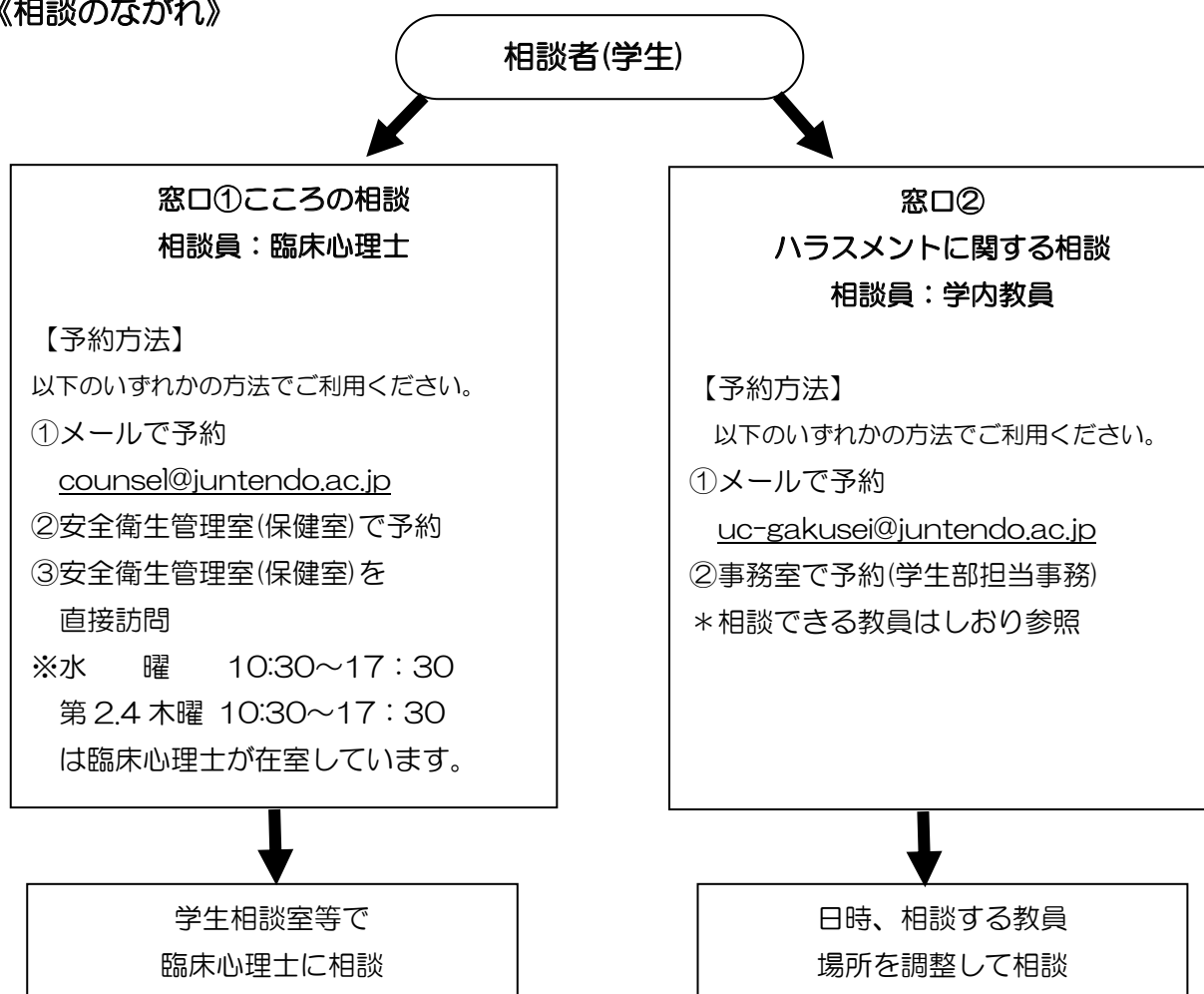
開室時は看護師が待機し、応急処置や健康相談に応じています。なお、怪我・病状等の状況に応じて、本学関連病院又は近隣病院での受診紹介も行います。

4) 学生相談室

学生生活を始めた様々な悩みや不安などについて、学生生活がより充実したものとするお手伝いができるよう、浦安キャンパス学生相談室を設置しています。

学生相談室には、「こころの相談窓口」と「ハラスメントに関する窓口」があります。相談できる事項や相談員、予約方法等詳細については、別途配布している「学生相談室のしおり」または学内専用ホームページをご確認ください。

《相談のながれ》



***学生の皆さんの相談内容や希望に応じて、相談員を紹介します。**

5) キャンパス（附属病院敷地内を除く）の感染対策について

キャンパスにおいても感染対策を行っています。海外旅行時の赤痢等も含め、感染症や海外旅行時の赤痢等、感染症罹患時は、すみやかに事務室まで連絡してください。自宅療養期間は学校保健安全法に準じますが（季節性インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで、百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで、など）、不明の場合は浦安キャンパス安全衛生管理室（保健室）まで問い合わせてください。なお、感染症症状が疑われる場合、感染拡大の危険がありますので、登校前に受診しましょう。

6) 新型コロナウイルス流行拡大防止に伴う行動について

①マスクの着用について

医療看護学部の学生は、キャンパスや実習場以外でも サージカルマスク、それに近いマスクを常に着用すること

順天堂大学では、病院内は常に、キャンパス内でもできるだけサージカルマスクの着用をすることが義務付けられています。学生の皆さんは、それらの場所だけでなく、登下校時や外出時も同等のマスクを着用するように心がけてください。安全衛生管理室から、登校授業再開にあたり、ウレタンマスクは飛沫の飛散防止効果が低いため、使用しないことなどが通知されています。適切なマスクを着用することで、周囲の人に感染させないだけでなく、自らも身を守るように心がけましょう。

なお、サージカルマスクと性能が同等の不織布を用いたマスク(花粉やPM2.5を99.9%以上防ぐ等の表示があるもの)が比較的容易に手に入るようになっています。

②キャンパス内での食事の際のルールについて

新型コロナウイルス感染症でもっとも感染リスクの高い行為は「食事中の会話」です。学内での食事は、ホームルーム教室の場合は自分の指定座席、その他食堂等の食事可能場所では掲示の指示に従った座席で食事してください。また、食事中は会話をせず、食事が終了次第、マスクを着用するようにしてください。食事はできるだけ短時間にすませるようにしてください。

③登校時のきまりと体調不良の場合の対応等について

登校の際はまず、所定の場所での検温、手指消毒をおこなってください。

また、感染流行状況により、登校時のきまりおよび、体調不良時等の対応について大学より指示をだしています。必ず大学からの最新の情報を確認の上、「感染対策マニュアル」「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する出席停止と登校開始の目安と手続きについて」の内容に従って行動してください。

必ず大学からの最新の情報を確認し、医療従事者を目指す

医療看護学部の学生として自覚を持った行動をとりましょう。

7) 実習中の感染対策について

1 年生は健康診断時に 4 種流行性ウイルス性疾患、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘の抗体検査及び、B 型肝炎ウイルスの抗原、抗体(HBs 抗原、HBs 抗体)の血液検査を行います。また、インフルエンザは毎年 10 月～11 月に全学生を対象にワクチン接種を行います。病院実習中、特に小児病棟や保育園・幼稚園の実習での感染対策として、また、国家試験前の体調管理としても大切です。接種日時は JUNTENDO PASSPORT で掲示しますので、接種するように（副反応等のある学生を除く）してください。アレルギーや副反応によりワクチン接種できない学生は安全衛生管理室（保健室）まで連絡してください。

また、流行性角結膜炎、マイコプラズマ感染症、百日咳、感染性胃腸炎等も実習中の感染対策上、重要な感染症です。罹患時や感染の疑われる場合は、すみやかに担当教員に連絡してください。詳細な説明は実習前のオリエンテーションで行います。感染症罹患時の自宅療養期間は原則として実習施設の感染対策マニュアルに準じます。

(1) 附属病院での実習と免疫について

① 4 種流行性ウイルス性疾患に対する免疫をもっていること（下記の表参照）、もしくは 1 歳以上で 2 回のワクチン接種が確認できること

2 回接種していても下記表の判断基準を満たさない場合には、発症を必ずしも予防できないため、流行期における実習では入室の制限等が生じます。

【4 種流行性ウイルス性疾患の判断基準（EIA 法（IgG））の目安】

疾患名	あと 2 回の 予防接種が必要	あと 1 回の 予防接種が必要	今すぐの 予防接種は不要
麻しん	2.0 未満	2.0 以上 16.0 未満	16.0 以上
風しん	2.0 未満	2.0 以上 8.0 未満	8.0 以上
流行性耳下腺炎 (ムンプス)	2.0 未満	2.0 以上 4.0 未満	4.0 以上
水痘	2.0 未満	2.0 以上 4.0 未満	4.0 以上

（日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第 3 版に基づき作成）

***アレルギー体質やワクチンに副反応等あり、ワクチン接種のできない学生は除きます。**

② B 型肝炎ウイルスに対する免疫をもっていること

ワクチンは 0、1、6 か月後の 3 回接種(1 シリーズ)を行い、1 シリーズ終了後 1～2 か月後に HBs 抗体検査で 10 mIU/mL 以上であれば免疫獲得と判定する

③ 季節性インフルエンザのワクチン接種を行っていること

毎年遅くとも 11 月末日までにワクチン接種を完了すること

④ 「感染症免疫記録カード」をネームプレートに入れ、自身の感染症の抗体価・ワクチン接種歴を携帯すること

(2) 実習中の感染症罹患後あるいは曝露後の管理について

*就業（就学）自粛期間の一覧（各疾患に対する免疫があれば、曝露後の対応は不要です。）

疾患名	区別	就業（就学）自粛期間
季節性インフルエンザ	罹患	発熱から5日間（発熱日を0とする）
	曝露後	最終曝露日3日間
麻疹	罹患	発疹出現後4日間（発疹出現日を0とする）
	曝露後	曝露後7日目から21日目まで
風疹	罹患	発疹出現後4日間（発疹出現日を0とする）
	曝露後	曝露後14日目から21日目まで
流行性耳下腺炎（ムンプス）	罹患	耳下腺腫脹後5日間（腫脹出現日を1とする）
	曝露後	曝露後16日目から18日目まで
水痘（带状疱疹）	罹患	発疹が痂皮化するまで
	曝露後	曝露後14日目から21日目まで
流行性角結膜炎（EKC）	罹患	罹患期間中（医師の診断により変更）
感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）	罹患	症状消失後48時間まで
細菌性腸炎	罹患	適切な抗菌薬投与が行われ、なおかつ症状消失後48時間を経過（※1）
マイコプラズマ感染症	罹患	治療開始から5日間（改善しない場合は医師に相談）（※2）
猩紅熱	罹患	抗菌薬投与開始後24時間まで
髄膜炎	罹患	抗菌薬投与開始後24時間まで
溶連菌感染症	罹患	治療開始から24時間
手足皸病	罹患	原則、発症日から5日間 水泡が消失していなければ、消失まで延長
新型コロナウイルス感染症（※3）	罹患	無症候性病原体保有者：検体採取日を0日として10日以上経過 有症状者：症状出現日を0日として14日以上経過し、かつ症状軽快後3日間経過 復職（復学）可能な体調でない場合は延長
	暴露後	濃厚接触者となった場合、最終接触日を0日として14日間

◆就学自粛期間の間、部活などの課外活動は、療養による安静と他学年への伝播防止の観点から、一切禁止とします。

※1 ただし、細菌性食中毒の起炎菌が検出された場合(ウイルス性以外の場合)、病院実習中の学生は、食品衛生関連法規に準じ、5日間の抗菌薬治療終了後に48時間以上経過してから便培養を提出し、24時間以上の間隔をあげた連続2回の便培養陰性化を確認するまで就学停止とします。なお、病院実習以外の学部授業については診断書を提出し、症状消失後48時間経過すれば出席可能とします。

※2 マイコプラズマの場合、症状が軽微で院内に立ち入らない学生は、マスク着用して授業・試験・実習に限り就学を認めます。診断書を提出してください。

※3 新型コロナウイルス感染症は指定感染症であるため、復職（復学）時期の最終判断は安全衛生管理室が決定する。

5. 自治会組織とクラブ活動

1) 自治会

自治会は学生の自主的な組織であり、学生間の交流や学校生活の充実を図ることを主な目的として活動しています。自治会を中心に、新入生歓迎会、学園祭（順華祭）、キャンドルサービス、卒業生歓送会などが年間行事として行われています。また、年度初めの予算折衝では、各クラブへの活動費配分の折衝を行い、総会で予算が決定されます。

2) クラブ活動

充実した学生生活を送るためには、授業での専門知識や技術の習得はもちろんのこと、学生自らが積極的に考え、行動する課外活動に参加することが有意義です。課外活動を通じて、学年を越えた多くの学生との交流を深め、豊かな人間性を身につけてください。

2021年度は次の団体が医療看護学部の自治会で承認され、活動しています。なお、合宿等の課外活動は補助金を年に1回申請することができます。

運動系	バドミントン部、硬式テニス部、水泳部、バレーボール部、バスケットボール部、陸上競技部、CPArrest（ダンス部）、JUD（4学部合同ダンス部）、フットサル部、剣道部、ハンドボール部、駅伝応援部、卓球部、スキー部、夏山診療ボランティアサークル
文化系	茶道部、華道部、室内アンサンブル部、クールゲーツ（軽音楽部）、JAZZ部、TKNΦTEM（アカペラ部）、手話サークル、小児ボランティアサークル、東筋協ボランティアサークル、ともボランティアサークル、テディベアクリニックサークル、競技かるた部、写真同好会

他にも他学部承認の団体に参加できる場合があります。

3) 課外活動のルール

(1) 団体の設立

クラブや同好会を設立する場合は、自治会の設立承認を得たのち、団体設立届（発起人、顧問教員、結成趣意書、規約、部員名簿）を事務室へ提出してください。

(2) 学内団体の学外組織への加入

学内の団体が学外の組織へ加入するときは、あらかじめ学外組織加入許可願を事務室へ提出

し、学生部委員会の承認を受けることが必要です。なお、学生個人として大学の名称を許可なく使用することはできません。

(3) 学生団体あての郵便物

事務室前に各団体のメールボックスがあるので、定期的に取りに来てください。

なお、課外活動に関わる購入物の届け先や合宿先からの荷物の送付先等を浦安キャンパスにしないでください。管理責任上、事務室では受け取ることが出来ません。

6. 浦安キャンパス施設・情報ネットワーク利用

浦安キャンパスの校舎や運動施設は、自己学習や課外活動等での利用に開放されています。各利用規則を守って使用してください。

1) 施設利用

(1) 利用できる施設

教室、演習室、実習室、学生ホール、体育館、テニスコート

なお、パソコン教室および学術メディアセンターの利用については別に定めます。

1. 使用については授業、学事を優先します。
2. 教室の席を私物化しないようにしてください。放置されている私物は定期的に処分します。

(2) 申請方法・利用日・利用時間

申請方法	①一度の申請で利用可能な時間は当日4時間までとします。継続利用を希望する場合は、利用終了時刻1時間前から再度申請してください。 ②授業や学事で利用する場合、教員や事務職員の許可を得ている場合には事前の予約も可能です。 ③実習室の利用には、別途担当教員の許可が必要です。 【申請時間】 平日9:00~17:00 土曜9:00~13:00 (第2土曜は除く) 【申請窓口】 浦安キャンパス事務室
利用日	①月曜日から土曜日 (ただし、第2土曜日は除きます)。 ②日曜日、国民の祝日、本学創立記念日(5/15)、第2土曜日、春季・夏季・冬季休業期間中等の利用については事前に事務室に相談してください。
利用時間	月曜日~金曜日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00 ①使用申請が無い場合は、19:00で施設を施錠します。 ②行事等で上記の時間帯以外に利用したい場合は、事前に事務室まで申し出てください。

※感染対策上、上記利用方法が変更となる場合があります。その際は大学からの最新の情報に従って利用してください。

(3) 備品破損等

設備・備品を破損した場合には、事情や状況により実費弁済を求めることがあります。十分注意して利用してください。

キャンパス内は禁煙です。またゴミは各自で持ち帰ってください。

施設はマナーを守り、利用してください。所定の箇所以外での携帯電話等の充電は禁止します。

(4) 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）に関して

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる場合は学部長の許可が必要となります。また、教育・研究機関の敷地内での飛行は、国土交通大臣の許可等が必要となる場合がありますので、以下の国土交通省の Web ページを参照してください。

○無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

2) 浦安キャンパス体育館・テニスコート

◀ 利用規則 ▶

(1) 予約申込の手順について

- ①利用する前々月の 20 日までに申込を行ってください（当日が休日の場合は翌日）。
- ②前々月の月末に決定し、結果を通知します。

(2) 予約が重複した場合の利用優先順位は次のとおりです。

- ①大学の学事（大学が主催する行事・式典、自治会等主催のイベント等）
- ②医療看護学部のクラブ活動
- ③他学部のクラブ活動
- ④順天堂教職員の利用

◀ 利用に関して ▶

体育施設を使用するときは使用前後に必ず警備室にある施設管理簿に記入してください。

最新の予約状況は学内専用ホームページ「運動施設予約状況」ページから確認してください。

3) パソコン教室（マルチメディア教室、新マルチメディア教室、CALL 教室）

パソコン教室は、情報処理、文書作成、統計分析、インターネットによる情報検索、電子メール等のコンピュータ端末を使ったさまざまな活動が実施できるように整備されています。各端末のコンピュータは、学内外とネットワークでつながっていますから十分責任をもって使用してください。

◀ 利用規則 ▶

(1) 利用日・利用時間

利 用 日	[浦安キャンパス] ①原則として月曜日から土曜日（ただし、第 2 土曜日、祝日、年末年始、5 月 15 日の創立記念日は除きます）。 ②授業で使用している時間帯及びシステムメンテナンスが緊急で必要な時は利用できません。
-------	---

利用時間	[浦安キャンパス] 月曜日～金曜日：9:00～19:00(20:00) 土曜日：9:00～17:00 ただし、マルチメディア教室のみ、「マルチメディア教室使用延長願」(指導教員の承認を必要とします)を提出することにより、原則として平日は20:00まで利用することができます。
------	--

(2) 利用に際して

パソコン教室の利用は授業を優先とし、授業のない時間帯のみ利用できます。

- ・利用時は、周りの利用者に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・学事以外の大量印刷、また参考書や問題集等のデータの丸ごと印刷はしないでください。可能な場合は、集約印刷や両面印刷等を指定し、一度の印刷を20枚以内程度に抑えてください。
- ・パソコン等の精密機器の扱いには十分に注意し、丁寧に使用してください。
- ・教室内の設備および備品の持ち出しは厳禁です。
- ・インストールされているソフトウェアのコピーは絶対にしないでください。
- ・荷物や貴重品等の管理は各自でおこなってください。
- ・データは、「ドキュメント」フォルダ、または各自のUSBメモリーに保存してください。
※別の場所(例：デスクトップ等)に保存すると再起動時、パソコンの復元機能により消去されてしまいますので注意してください。

(3) パソコン教室内の禁止事項について(重要)

教室内では次の禁止事項を必ず守ってください。

飲食物の持ち込みや教室内での飲食

携帯電話の使用及び充電

濡れた傘の持ち込み

教室内にはパソコンや周辺機器などの精密機器、また床下には電源などの配線が多数あります。飲食物や水滴が機器類にかかったりこぼれたりすると、動作不良や故障の原因になります。また、携帯電話は周りの利用者に迷惑をかけるだけでなく、精密機器類の動作に悪影響を与え、故障の原因につながる場合があります。
以上の理由により、利用者は上記禁止事項の遵守をお願いいたします。

4) ネットワーク利用について

浦安キャンパス内には、無線アクセスポイントが設けてあり、キャンパス内のほとんどの場所でネットワーク接続・インターネット利用が学生個人のパソコン、スマートフォン等で可能です。接続するには、情報ネットワーク管理室に個人機器を申請し登録完了通知が届いてからネットワークが使用可能になります。なおネットワーク使用時に毎回Web認証が必用になります。入学時発行したIDとパスワードで認証してから利用してください。

◀ 利用規則 ▶

- (1) 個人のスマートフォンやパソコン等をネットワークに接続したい方は、接続機器登録の申請を情報ネットワーク管理室内の受付端末でオンライン申請してください。

- (2) 接続するパソコンは、ウイルス対策ソフトの導入が必須です。また、常に OS を最新の状態にして利用してください。
- (3) 「順天堂大学浦安キャンパス情報ネットワークに関する取り決め」(情報ネットワークガイドンスブック掲載) に従い、利用してください。
遵守事項に違反した場合は、利用を禁止する場合があります。
- (4) 接続方法等不明なことがある場合は、浦安キャンパス情報ネットワーク管理室にお問い合わせください。

5) 学生用メール (Webメール) について

学生全員にメールアドレスを発行します。ブラウザ (InternetExplore 等) から Web メール (Juntendo-Mail) のアドレスにアクセスすることにより利用可能です。インターネット環境があれば学外のどこからでもメールの送受信ができます。また、携帯からアクセスすることにより携帯からもメール送受信が可能です。但し、機種により使用できない場合があります。

◀ 利用規則 ▶

- (1) 「順天堂大学浦安キャンパス情報ネットワークに関する取り決め」(情報ネットワークガイドンスブック掲載) に従い、利用してください。
遵守事項に反した場合は、利用を禁止する場合があります。
- (2) パスワードを紛失したり、第三者に公開しないようにしてください。

6) 大学関係者との学事に関するメール連絡について

学事で教職員などとメール連絡をする場合は、原則として学校から発行された 5) のメールアドレスをご利用ください。

個人の携帯メールアドレスから送信すると返信しても不達などのトラブルになる可能性もあります。

また、学事で教職員などとメール連絡をする場合は、以下のような注意点やマナーがあります。普段使用する SNS (LINE、Twitter 等) とは用途や性質が異なることを理解したうえで、メールを送る相手に配慮した円滑なコミュニケーションをとるようにしましょう。

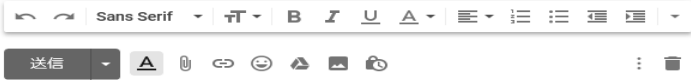
各教員のメールアドレスは事務室前掲示板および JUNTENDO PASSPORT で掲示しているオフィスアワーに記載しています。

メールを送信する際の注意点 (授業に関する質問等を教員に送る場合)

- (1) 学生用メール (Juntendo-Mail) を使う。
 - フリーメールや携帯メールを使うと、送信先で迷惑メールと認識され、目に触れずに削除される可能性があります。
 - 大学からの連絡は Juntendo-Mail のアドレス宛に送られるため、普段から Juntendo-Mail を使用しておくといでしょう。
- (2) メールには、必ず「件名」、「宛名」、「本文」、「署名 (学年、学籍番号、氏名)」を記載する。
- (3) メールの本文は、口語 (話し言葉) よりも丁寧な言葉づかいにする。
- (4) 緊急時を除き、メールは 9:00~17:00 までとする。夜間、土曜の午後、日曜、祝日のメールは控える。

メール作成時のポイント

以下にメールの作成例と作成のポイントを示します。

Ex: 「〇〇〇に関する相談(質問)」
宛先 □□□□@juntendo.ac.jp
件名 〇〇〇に関するご相談 ①
順天 太郎先生 ②
こんにちは、〇年***番の高洲花子と申します。 ③
〇〇〇についてご相談がありご連絡させていただきました。近く、お話をさせていただくお時間をいただけます でしょうか。 ④
お忙しい中申し訳ございませんが、ご対応いただけますと 幸いです。 よろしくお願いいたします。
高洲 花子 ⑤




作成時のポイント

- ①件名は必ず記入
要件がわかるよう簡潔に！
- ②送信する相手の方の氏名を記載
- ③挨拶、学籍番号、氏名
- ④相談内容や、質問の場合の問い合わせ内
容は明確にわかりやすく記載する
- ⑤末尾に自分の署名

文章全体の言葉遣いも

確認すること！

7) 教員の研究室に訪室する際の注意事項について

オフィスアワーを確認し、オフィスアワー時間外に研究室を訪問する場合や確実に教員と面会したい場合は、あらかじめ教員に都合のいい日にちや時間をメールで確認した上で、研究室を訪室しましょう。訪室の際には以下を参考にしてください。

- (1) 研究室のドアを2~3回ノックをする。
- (2) 「失礼します」と挨拶をして入室する。
- (3) 学年、学籍番号、氏名を伝える。
- (4) 複数の教員がいる研究室では、どの教員に用事があるのかを伝える。
- (5) 該当する教員に質問・相談したい内容を伝える。
- (6) 「失礼しました」と挨拶をして退室する。

8) 売店

	浦安キャンパス	さくらキャンパス
営業時間	10:30 ~ 15:00 (但し、13:30 ~ 14:00 は休業)	7:30 ~ 22:00 (コンビニエンスストア)
取扱商品	教科書、文具、日用品等	教科書、文具、日用品、雑誌、食品等

9) 食堂

	浦安キャンパス	日の出キャンパス	さくらキャンパス
営業時間	11:30 ~ 14:00	現地規程に従ってください。	1F 11:00 ~ 14:30(昼食) 2F 11:30 ~ 14:30(昼食)
取扱メニュー	定食、カレー、麺類等	定食、カレー、麺類等	定食、カレー、麺類等
支払方法	交通系電子マネー支払方式 (Suica・PASMO等) カードは各自で準備	交通系電子マネー支払方式 (Suica・PASMO等) カードは各自で準備	食券方式 食券は自動販売機で購入

浦安キャンパス学生ホール、E棟2階小ホール、中庭、2階バルコニーの他に、昼食時には11, 22, 23, 32教室を開放します。食器は食堂に返し、テイクアウト用のゴミは専用のゴミ箱に捨ててください。教室は授業に使用する場所なので、きれいに使用しましょう。

※浦安キャンパスの食堂は集会等で利用することもできます。利用日の1週間前までに会場使用願を事務室まで提出し許可を受けてください。食堂での軽食等を依頼する場合には、事前に食堂責任者と備品使用・準備・後片付けについて打合せをしてください。

※座席の数は限られていますので、食事が済み次第速やかに席を譲ってください。特に財布を置いた席取りは盗難の危険性があり、盗難時の責任はとりにかえません。

※大きな声を出す等、他の人に迷惑をかける行為を慎み、マナーを守って利用してください。

	本郷・お茶の水キャンパス		
	センチュリータワー 地下1階	7号館2階 Dining Hall	7号館カフェテリア
営業時間	11:15 ~ 14:30	11:15 ~ 14:00	8:30 ~ 17:00 ※軽食は11:00~16:00
取扱メニュー	定食、麺類等	定食、麺類等	軽食、パン、ドリンク等
支払方法	現金または 交通系電子マネー支払方式 (Suica・PASMO) カードは各自準備	現金または オリジナルプリペイド カード(現地購入)	現金または オリジナルプリペイド カード(現地購入)

※感染対策により土曜日の営業日、時間が変更となる場合があります。現地にてご確認ください。

10) 厚生寮・セミナーハウス

学生が利用できる宿泊施設として、鶴沼厚生寮、箱根セミナーハウス、軽井沢セミナーハウスがあります。箱根、軽井沢の予約申込・お問い合わせは下記ホームページから行ってください。鶴沼厚生寮の詳細は人事部給与厚生課または浦安キャンパス事務室に確認してください。

【箱根・軽井沢セミナーハウス予約サイト】 <https://reserva.be/jtd>

※ログイン時の合言葉は「jtd」を入力してください。



箱根・ 芦ノ湖 セミナー ハウス	所 在	足柄下郡箱根町箱根 571-14-2 (TEL) 0460-83-9220
	交 通	※小田原駅よりバスにて「元箱根港」下車 所要時間 40-50 分程度
	利用料金	1泊2食付 学生 3,000~4,000 円 (消費税込)

軽井沢 セミナー ハウス	所 在	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東 129-2 (TEL) 0267-42-0046
	交 通	JR 軽井沢駅より徒歩 9 分
	利用料金	1泊朝食付 学生 3,000 円 (消費税込)

鶴沼 厚生寮	所 在	神奈川県藤沢市鶴沼海岸 2-17-10 (TEL) 0466-36-6066
	交 通	小田急電鉄江ノ島線鶴沼海岸駅より徒歩 5 分
	利用料金	1泊2食付 学生 2,500 円 (消費税込)

11) 学術メディアセンター

本学の学術メディアセンターは、図書・雑誌を含めて、すべて開架方式を採用しており、自由に閲覧することができます。利用者としてのマナーを守り、学術メディアセンターを有効に利用してください。

4 キャンパス学術メディアセンターの利用法は基本的には同様ですが、浦安キャンパス学術メディアセンターの利用については以下の通りです。

(1) 利用時間

・開館時間

平日：9:00～21:00 土曜日：9:00～17:00

・夏季・冬季・春季休業期間の開館時間

平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～13:00

・休館日

日曜日・国民の祝日・第2土曜日・年末年始・本学創立記念日(5月15日)・入学試験日・順華祭・その他、蔵書点検等による臨時休館日や開館時間の変更については事前に掲示します。

(2) 資料の利用

自由に資料を閲覧できますが、利用後は資料を元の場所に戻してください。資料の配架場所については、学術メディアセンター収蔵案内図や各キャンパス学術メディアセンターの利用案内を参考にしてください。

・図書

1階に一般系、2階に看護・医学系の図書が配架されています。閲覧・貸出・コピーができます。

・雑誌・製本雑誌

1階雑誌架には最近1年間の雑誌、2階移動書架には以前の製本された雑誌が配架されています。貸出はできません。館内でのみ閲覧・コピーしてください。

・禁帯出資料

辞書や事典、白書、統計資料、索引誌等の参考図書、その他「禁帯出」シールの貼ってある資料は貸出はできません。館内でのみ閲覧・コピーしてください。

・視聴覚資料

1階に配架されています。館内の視聴覚室(AV室)で閲覧してください。貸出はできません。

(3) 貸出と返却

・貸出

① 図書を借りるにはネームプレートが必要です。このカードは本郷・お茶の水キャンパス、さくらキャンパス、三島キャンパスの学術メディアセンターでも利用できます。

② 貸出冊数と期間

図書 5冊、14日間

② 手続き

借りたい図書とネームプレートをカウンターへ提示してください。

学術メディアセンターでは無断帯出防護システムが稼働しています。

④ 貸出の延長

貸出の延長は他に希望者がいない場合、1回のみ更新できます。返却期限内に手続きをしてください。返却期限が過ぎている場合は延長できません。

・返却

①カウンターに返却してください。

②学術メディアセンター入口のブックポストに入れてください。(開館時間外でも返却できます。)

貸出期限を過ぎている図書が未返却の場合は、貸出を禁止します。

・紛失・破損

資料を紛失・破損した場合は速やかにカウンターに申し出てください。

(4) コピー

館内の資料の複写は1階のコピー室内または2階のコピー機を利用してください。コインまたはコピーカードで利用できます。(料金：1枚10円)

コピーカード(1枚1000円)はコピー室内の自動販売機で購入できます。

なお、このコピーカードは本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンターでも使用できます。

(5) レファレンス・サービス

必要な資料や情報を探すお手伝いをしています。相談や質問などは、何でもカウンターで訊ねてください。

(6) 蔵書・文献検索専用コンピュータ

・OPAC(Online Public Access Catalog)：順天堂4キャンパスの学術メディアセンターで所蔵している図書や雑誌、視聴覚資料が検索できます。

・医中誌WEB：国内の医学・看護学系の文献が検索できます。

・最新看護索引web：国内の看護学系の文献が検索できます。

・CINAHL：看護学系の英語文献が検索できます。

(7) 相互利用

・文献複写依頼

本館に所蔵されていない論文等が必要な場合は、他大学(機関)から複写を取り寄せることができます。希望者はカウンターで申込みをしてください。複写代・送料等は依頼者の負担となります。

・他の図書館の利用

他大学(機関)の図書館を利用したい場合は、必要に応じて紹介状を発行しますので、カウンターに申し出てください。

(8) 利用上の注意

館内では飲食は厳禁です。また、携帯電話は使用禁止ですので、電源はOFFまたは無音状態にしてください。

なお、開館時間は各キャンパス図書館で異なりますので、注意してください。

・本郷・お茶の水 平日：8:30～23:00 土曜日：8:30～19:00

キャンパス 第二土曜日：8:30～17:00

日曜日：13:00～17:00 祝祭日・振替休日：休館

・さくらキャンパス 平日：9:00～21:40 土曜日：9:00～17:00 日曜・祝祭日：休館

(休業期間) 平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～13:00 日曜・祝祭日：休館

・三島キャンパス 平日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 日曜・祝祭日：休館

(休業期間) 平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～17:00 日曜・祝祭日：休館

詳しくは、各学術メディアセンターの利用案内の葉および以下のホームページを参考にしてください。

順天堂大学学術メディアセンター <https://jamc.juntendo.ac.jp/>

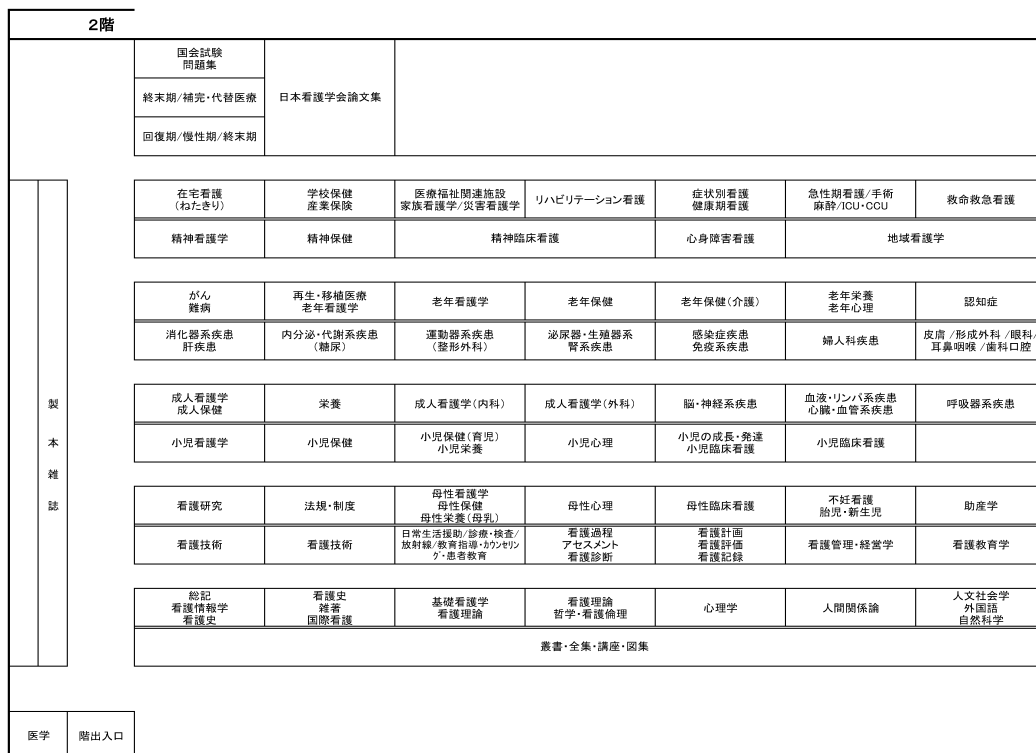
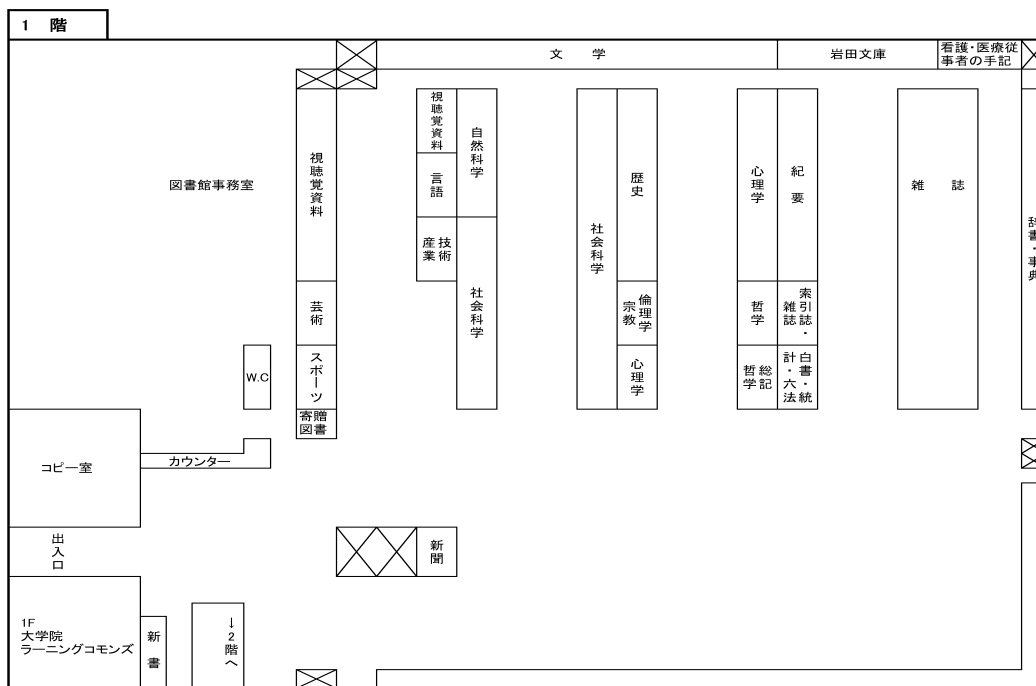
浦安キャンパス <http://www.nurs.juntendo.ac.jp/about/library/>

本郷・お茶の水キャンパス https://jamc.juntendo.ac.jp/?page_id=34

さくらキャンパス <http://www.juntendo.ac.jp/hss/library/>

三島キャンパス <http://www.juntendo.ac.jp/hsn/library/>

学術メディアセンター収蔵案内図



7. 資料編 ◎最新の学則等は本学ホームページ「基本情報」にも掲載しています。併せて確認ください。

1) 順天堂大学 学則 (令和4年1月1日現在)

第1章 通則

第1節 目的、使命及び自己点検・評価等

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別記の通り定める。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本学の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2節 学部学科の組織

第2条 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科

第3節 教育課程

第3条 各学部の教育課程は、各学部規程に示す通りである。

第4節 卒業及び学士の学位授与

第4条 学長は、医学部に6年以上、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部又は保健医療学部に4年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第5条 各学部卒業者には次に示す学士の学位を授与する。

- (1) 医学部 学士(医学)
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ科学科 学士(スポーツ科学)
- (3) 医療看護学部 学士(看護学)
- (4) 保健看護学部 学士(看護学)
- (5) 国際教養学部 学士(国際教養学)
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 学士(理学療法学)
- (7) 保健医療学部 診療放射線学科 学士(放射線技術学)

2 学位については別に定めるところによる。

第5節 修業年限、学年、学期及び休業日

第6条 修業年限は、医学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部及び保健医療学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部、及び保健医療学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8条 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 定期休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日、及び国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 創立記念日 5月15日

(3) 春季休業 3月21日から4月10日まで

(4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、都合により各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

第6節 入学、編入学、休学、転学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は学年始めとする。

第11条 削除

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第13条 学長は、前条の資格を有する者について学力、人物、健康等に関する選考を行い、教授会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

第14条 入学志願者は、各学部所定の次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 削除

- (3) 出身学校の調査書 これを欠く場合には資格証明書及び成績証明書
- (4) 写真
- (5) その他必要と認める書類

2 入学検定料は別に定める。

第 15 条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第 8 節に定める納入金を納めなければならない。この手続を行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

2 入学金は医学部 200 万円、スポーツ健康科学部 20 万円、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部及び保健医療学部 30 万円とする。

3 既納の入学検定料、入学金は一切返還しない。

第 15 条の 2 各学部に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

第 15 条の 3 各学部に転部を志望する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

第 16 条 保証人は、第 1 保証人を父又は母、若しくは父母が保証人となり得ない場合は学費を支弁する人とし、第 2 保証人は、独立の生計を営む成年者で、必要に応じて第 1 保証人に代わり来校できる人でなければならない。

第 17 条 保証人は学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。

第 18 条 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第 19 条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、引続き 3 月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

第 20 条 休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。病気による休学には診断書を必要とする。

第 21 条 本学において、特に必要があると認めた者には、休学を命ずることがある。

第 22 条 休学期間は引続き 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、引続き学長の許可を得て更に 1 年ずつ 2 年間限り、期間を延長することがある。

2 休学期間の通算年限は、第 6 条に定める修業年限を越えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

4 休学者が 3 月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

第 23 条 休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が指示を与える。

第 24 条 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行わなければならない。

第 25 条 他の大学の学生で、本学に転学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の審議を経て転学を許可することがある。

2 転学時の手続は入学時に準ずる。

第 26 条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出で学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 31 条に定める授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

- (2)第6条第1項に定める修業年限の2倍を超えてなお卒業できない者又は同条第2項に定める在学年限を超える者
- (3)第22条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- (4)長期にわたり行方不明の者
- (5)在学中に死亡した者

第7節 出席及び欠席

第28条 学生は各授業科目につき所定の履修時間の3分の2以上出席しなければならない。

第29条 欠席者はその理由を速やかに届出なければならない。

2 病気欠席7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第30条 欠席届の日数は、引続き30日を超えてはならない。もし30日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続きを取らなければならない。

第8節 授業料及びその他の納入金

第31条 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費(以下、授業料及びその他の納入金という。)を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。

ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日まで半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 授業料は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 70万円 2年次以降毎年次 200万円

スポーツ健康科学部 70万円

医療看護学部、保健看護学部 90万円

国際教養学部 100万円

保健医療学部 100万円

但し、教職課程を受講する場合には各学部が別に定める金額を加算する。

3 施設設備費は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 20万円 2年次以降毎年次 86万円

スポーツ健康科学部 30万円

医療看護学部及び保健看護学部 30万円

保健医療学部 30万円

4 教育充実費は年額、次のとおりとする。

医学部 2年次以降毎年次 72万円

スポーツ健康科学部 毎年次 15万円

国際教養学部 25万円

5 実験実習費は年額、次のとおりとする。

医療看護学部 35万円

保健看護学部 1年次 14万円 2年次以降毎年次 42万円

保健医療学部 1年次 15万円 2年次以降毎年次 48万円

但し、医療看護学部において、助産学に関する実習を受講する場合には35万円を加算する。

第32条 授業料、施設設備費及び教育充実費は、休学中の者も納入しなければならない。ただし、事情により減免することがある。

第33条 授業料及びその他の納入金を未納の者は、第77条、第105条、第121条、第127条、第

134 条及び第 141 条に定める試験の受験及び一切の証明書の請求ができない。

第 34 条 既納の授業料及びその他の納入金は、一切返還しない。

第 9 節 職員組織 (省略)

第 10 節 教授会 (省略)

第 11 節 大学協議会 (省略)

第 12 節 収容定員

第 47 条 本学の収容定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	総 定 員
医 学 部	医 学 科	105	630
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	600	2,400
医療看護学部	看 護 学 科	220	880
保健看護学部	看 護 学 科	130	520
国際教養学部	国際教養学科	240	960
保健医療学部	理学療法学科	120	480
	診療放射線学科	120	480

第 13 節 専攻生 (省略)

第 14 節 大学院 (省略)

第 15 節 研究生、科目等履修生及び外国人学生

第 50 条 各学部において特定の分野につき研究しようとする者に対しては、各学部教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。

第 51 条 研究生の資格は各学部卒業と同一程度とする。

第 52 条 研究生は所定の入学金並びに研究料を納入しなければならない。

第 53 条 研究生の細目については別に定めるところによる。

第 54 条 削除

第 54 条の 2 順天堂大学学則第 3 章から第 5 章に定める授業科目中一科目又は数科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は所定の授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第 55 条 外国人で本学に修学を希望する者に対しては、各学部規程に基づき選考の上修学を許可することがある。

第 56 条 外国人で修学希望者は願書、成績証明書及び写真に、外務省在外公館又は自国公館の紹介状を添えて提出しなければならない。

第 57 条 研究生、科目等履修生及び外国人学生に対しては、本節のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生及び科目等履修生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

第 16 節 学寮

第 58 条 本学に学寮を置く。

2 寮則については別に定めるところによる。

第 17 節 附属施設 (省略)

第 18 節 厚生保健

第 61 条 厚生保健については別に定めるところによる。

第 19 節 賞罰

第 62 条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第 63 条 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第 64 条 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の 3 種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第 20 節 奨学制度

第 65 条 本学に学資補助による奨学制度を置く。

第 66 条 学資補助は申請者中から次の条件を備える者に対して行なう。

- (1) 学業成績と人物が共に優秀であること。
- (2) 身体が健康であること。
- (3) 学資の補助を要すること。

第 67 条 学資補助を受ける者は、各学部教授会において選考の上推薦し、学長がこれを決定する。

第 68 条 奨学制度については別に定めるところによる。

第 21 節 学則の改廃

第 68 条の 2 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

第 2 章 医学部規程 (省略)

第 3 章 スポーツ健康科学部規程 (省略)

第 4 章 医療看護学部規程

第 1 節 教育課程

第 117 条 医療看護学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、看護学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第 118 条 看護学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第 5 のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30 単位を越えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30 単位を越えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。外国の大学において修学する期間は原則 1 年を限度とする。

5 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生に、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

- 6 第4項に定めるもののほか、本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学部における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 7 第4項から第6項の規定により履修した科目について修得した単位は、第2項及び第3項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第119条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

第120条 学生は、第118条別表第5に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。
- 3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。
- 4 履修の方法については、別に定める。

第121条 試験及び評価については、別に定める。

第122条 学長は、医療看護学部にて4年以上在学し、第118条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

第5章 保健看護学部規程 (省略)

第6章 国際教養学部規程 (省略)

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則 (省略)

別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(第1条第2項関係)

(医学部)

医学部は、人類の健康・福祉に寄与できる専門的な知識、技術を身につけ、「科学者」の視点を持ちつつ、感性豊かな教養人としての医師・医学者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術を身につける。
- (2) 不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につける。
- (3) 常に相手の立場に立って物事を考え、人間として、医師・医学者として他を慮り、慈しむ心、即ち学是「仁」の心を涵養する。
- (4) チーム医療・研究を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- (5) 国際社会に役立ち、未来を切り開く人間性溢れる豊かな教養を培う。

(スポーツ健康科学部)

スポーツ健康科学部は、学是である「仁」の精神に基づき、「スポーツと健康」に関する他学的な視点及びスポーツ健康科学分野における専門性並びに高い倫理観を備え、多様な価値をもつスポーツと通じて社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。そのため学生は、次に定める資質及び能力を身に付けることを目標とする。

- (1) スポーツ健康科学に関連した幅広い知識を基礎とした教養
- (2) スポーツ又は健康に関わる分野で指導的な役割を果たすための高い倫理観
- (3) グローバル社会において連携や協働を促進するためのコミュニケーション能力とリーダーシップ
- (4) 社会や環境の変化に対応し、自ら課題を見つけ、スポーツ健康科学分野における専門的な知識又は技能をもとに課題を解決できる能力

(医療看護学部)

医療看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、安心・安全で質の高い看護を提供し、更に高度先進医療の一翼を担うことができる看護職者の育成を目指す。

- (1) 看護に関する確実な知識・技術を身につけ、心身を癒す質の高い看護が実践できる看護実践能力を修得する。
- (2) 次世代の看護職者として国際的に通用し、広く保健・医療・福祉の分野において活躍できる能力を修得する。

(保健看護学部)

保健看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、チーム医療の一翼を担う優れた看護実践力をもつ心温かな看護職者及び地域の人々の保健衛生・健康保全に貢献する国際性豊かな看護職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身につけ、心身を癒す看護実践能力を修得する。
- (2) 進歩・変化著しい保健・医療・福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身につける。
- (3) 自ら健康維持増進に留意し行動的に学習し、国際的に活躍できる素養を身につける。

(国際教養学部)

国際教養学部は、学是である「仁」の精神に基づき、グローバル化時代の国際社会に貢献できる能力の開発を目指し、グローバリゼーションの時代にふさわしい国際教養を備え、多角的な視点を養い、論理的な思考力と分析力、実行力を身に付け、強い自立心と倫理観、問題解決能力を身に付けたグローバル市民を育成する。そのために、以下の目標を定める。

- (1) グローバル市民として英語等外国語によるコミュニケーション能力を修得する。
- (2) 国際社会で幅広く活躍するベースとなる国際教養を理解し、身に付ける。
- (3) 国際社会の課題解決に取り組む意欲に溢れ、人間味豊かな人格を培う。

(保健医療学部)

保健医療学部は、学是である「仁」の精神に基づき、人間尊重の理念と高い倫理観と豊かな人間性を育み、医学や医療に係る基本的知識に裏打ちされた科学的根拠に基づく専門的知識及び医療技術を教授して、確かな実践能力と態度を身につけ、自己成長を目指して主体的に学修を継続することのできる資質の高い医療専門職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 理学療法学科では、理学療法に関する確実な知識・技術を身につけ、科学的根拠に基づいた

有効な理学療法が実践できる能力を修得する。

- (2) 診療放射線学科では、放射線医療の高度化・多様化に対応し、科学的根拠に基づいた放射線診断・治療機器の操作を実践できる能力を修得する。

2) 試験規定

順天堂大学医療看護学部単位認定評価に関する規程

改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学学則第120条第4項並びに第121条の規定に基づき、履修の方法、試験及び評価等単位認定評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程・履修届等)

第2条 各学年における教育課程、授業科目、履修方法、試験期日等については、当該学年の初めに発表することを原則とする。

2 履修届は、指定の期日までに提出するものとする。

3 履修届を提出したのちに、選択する科目を変更しようとする場合もしくは取り消そうとする場合は、所定の期日までに履修変更願を提出するものとする。

4 単位を修得した科目の再履修は、原則として認めないものとする。

5 助産課程の教育課程については、別に定めるものとする。

(単位の認定)

第3条 授業科目の単位の認定は、第7条の成績評価に基づいて行うものとする。

(試験の種類)

第4条 試験は、定期試験、卒業試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、当該授業科目の終了時に行う。

3 卒業試験は、最終学年次において卒業判定を行うために実施する。

4 追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験及び卒業試験を受験できなかった者に対して行う。

5 再試験は、定期試験及び追試験に不合格となった者に対して、1回に限り、行うことがある。ただし、卒業試験は、再試験を実施しない。

6 前項のほか、当該授業担当教員が必要と認めたときは、これ以外の試験を行い、当該授業科目の評価に付加することができる。

7 試験は、原則として筆記による。ただし、当該授業担当教員が必要と認めたときは、実技又は論文提出等によることができるものとする。

(追・再試験の出願)

第5条 追試験又は再試験を受験する者は、所定の期日までに受験願を提出するものとする。

2 追試験又は再試験を受験する者は、別に定める試験料を納入しなければならない。

(受験資格)

第6条 定期試験は、当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上出席した者に対して、受験を認めるものとする。なお、所定の授業時間数の出席に満たない場合には、補講あるいは追実習等の補充授業を行った後に受験を認めることがある。

2 卒業試験は、所定の授業科目をすべて履修修了した者に対して、受験を認めるものとする。

(成績評価)

第7条 成績の評価は、100点満点で行い、評点60点以上をもって合格とする。

2 成績評価にあたっては、定期試験結果のみならず、第4条第6項に該当する試験結果やレポート等授業担当教員が必要と認めたものを総合して行うものとする。

3 成績評価の表示は、次の基準により行うものとする。

90点以上100点まで S

80点以上 90点未満 A

70点以上 80点未満 B

60点以上 70点未満 C

60点未満 D (不合格)

4 追試験に合格したときの成績評価は、次に基づき算定する。

$60 + \{0.75 \times (a - 60)\}$ (aは、追試験素点とする。)

5 再試験に合格したときの成績評価は、60点とし、C表示とする。

6 卒業試験は、合否判定によって評価するものとする。

(GPA)

第8条 各学年における成績評価を客観化するために、グレイドポイントアベレージ(以下「GPA」という。)制度を利用するものとする。

2 GPAは、学生に対する学習指導、奨学生の推薦並びに教授会における進級及び卒業認定に当たっての参考資料として利用するものとする。

3 GPAは、次により算出するものとする。

(ア) ①=履修した授業科目の単位数×履修した授業科目の成績評価のグレイドポイント

(イ) グレイドポイントは、前条第3項の成績評価に基づき次のとおりとする。

S=4、A=3、B=2、C=1、D (不合格)=0

(ウ) 当該学年の①の合計=②

(エ) 当該学年に履修した授業科目の単位数の合計=③

(オ) $GPA = ② \div ③$ (小数点第3位以下切捨て)

(進級判定)

第9条 進級の判定は、教授会において決定する。

(卒業)

第10条 学長は、医療看護学部にて4年以上在学し、卒業に必要な単位数を取得し、卒業試験に合格した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 3 項及び第 5 項、第 8 条第 3 項の規定は、令和 4 年度入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

3) 順天堂大学医療看護学部自治会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、順天堂大学医療看護学部自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学生の“自主独立”の精神による活動を行い、学生間の交流を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 本会は、本部を順天堂大学医療看護学部(以下「本学」という。)に置く。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、本学の学生全員とする。

(会員の権利と義務)

第5条 会員は、本会の会則に定める権利を平等に有し、本会の決定に従い、本会の正常な発展に協力する義務を負う。

2. 会員は、本会の主催する行事等に全て参加することを原則とする。やむをえず欠席する場合には、自治会長に当該行事等の開催日の7日前までに所定の欠席届を提出するものとする。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会を運営するために次の役員を置く。

- (1) 執行委員(自治会長1名、副自治会長3名、書記2名、会計2名、副会計2名)
- (2) 議長団(議長1名、副議長1名)
- (3) 会計監査1名、会計監査補佐1名
- (4) 第9条第1項第3号に係る実行委員
- (5) 第9条第2項に係る特別委員

2. 自治会長は、本会を代表する。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年次から3年次の4月1日から翌年3月31日までとする。

(選出)

第8条 第6条第1項第1号から第3号までの役員については、会員の投票により選出する。

2. 第6条第1項第4号と第5号の役員については、各学年から執行委員の定めにより選出する。
3. 前項にかかる委員会の委員長は、当該役員の中で互選される。

第4章 機 関

(機関)

第9条 本会は、次の機関により構成される。

- (1) 自治総会
- (2) 執行委員会
- (3) 実行委員会

新入生歓迎実行委員会
順華祭実行委員会
キャンドルサービス実行委員会
4年生歓送実行委員会
謝恩会実行委員会
地域連携委員会

2. その他必要に応じ執行委員会の議を経て特別委員会を置くことができる。

(自治総会)

第10条 自治総会は、本会の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

- (1) 本会の運営に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 会則に関すること
 - (4) その他の必要事項
2. 自治総会は、自治会長が執行委員の承認を得て召集する。
 3. 自治会長は、定例自治総会を原則として5月に招集するものとする。ただし、自治会長は、自治会長が必要と認めた場合及び全員の3分の1以上の要請があった場合、臨時自治総会を招集するものとする。
 4. 自治総会の開催公示は、開会の7日前までに行うものとする。
 5. 自治総会は、委任状を含め会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数(委任状を含む。)の賛同をもって可決する。
 6. 会員がやむをえず自治総会に欠席する場合には、自治会長に開催日前日までに欠席届を提出するものとする。欠席事由が認められた会員のみ委任状の提出資格を認める。

(執行委員会)

第11条 執行委員会は、自治総会に次ぐ議決機関であり、本会の目的達成のために次の事項を行う。

- (1) 自治総会に関すること
 - (2) 実行委員会及び特別委員会に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 所属団体に関すること
 - (5) その他の必要事項
2. 執行委員会は、執行委員により構成され、自治会長が議長となる。なお、理由により、前項第2号に係る委員長その他自治会長が認めたものの出席を認める。
 3. 自治会長は、休暇中を除き月1回または隔週1回定期執行委員会を招集する。ただし、自治会長が必要と認めた場合は、臨時執行委員会を招集することができる。

(議長団)

第12条 議長団は、自治総会の議事進行を担当し、議事録を作成、保管する。

(実行委員会)

第13条 実行委員会は、本会の補助運営機関であり、担当した事業の目的達成に必要な

な活動を行う。

2. 実行委員会の招集は、委員長が行う。実行委員会には、委員長が認めた会員を参加させることができる。
3. 実行委員会に会計担当者を置くものとする。
4. 実行委員会は、担当した活動修了後、原則として10日以内に会計決算書を含めた活動報告書を自治会長に提出するものとする。

第5章 選挙

(選挙管理委員会)

第14条 本会に選挙管理委員会を置き、第8条第1項に係る役員の選挙についてこれを管理する。

(構成)

第15条 選挙管理委員会は4月に1学年あたり4名選出し、2年の選挙管理委員から委員長を選出する。

第16条 選挙管理委員会は、投票日の14日前までに選挙期日その他必要事項を公示する。

2. 立候補者は、投票日の10日前までに責任者1名を明記し、選挙管理委員会に届け出る。
3. 投票は、無記名で行い、対立候補のいない場合は、投票数の過半数をもって、信任とし、対立候補のある場合は、票数の多い立候補者を当選とする。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 会員は、入会金10,000円、順天堂医療看護学部では4年分の会費40,000円を入学時に一括納入するものとする。一旦納入した入会金と会費は、これを返還しない。

(会計)

第19条 本会会計に係る庶務は、会計が担当し、監査は、会計監査が担当する。

第7章 所属団体

(所属団体)

第20条 本会に所属団体として自治会の決定の元、部を置く。
所属団体は自治総会での可決後別途一覧を配布する。

(組織)

第21条 部は、本会会員の有志5名以上をもって組織され、部員中より、部長、会計、を含む役員を選出する。なお、既存の部で定数に達しない場合でも、自治総会の承認を受けたものは、この限りでない。

2. 所属団体に顧問を置く。顧問は、本学専任教員から選出し、部の相談に応ずる

ものとする。

(新設・廃止)

第 22 条 部の新設あるいは廃止は、自治総会において決定する。

2. 自治会長は、自治総会開催以降に前項に係る申請届けがあった場合には、速やかに公示し、次期自治総会で決議を求めるものとする。

(同好会)

第 23 条 各同好会は本会会員 5 名以上の有志をもって組織され、この中より代表者(1 名)を選出する。

2. 各同好会の運営は各同好会の方法を尊重する。
3. 各同好会の新設は、設立趣旨と会員名簿を自治会に提出することにより成立する。自治会は当該事項に関しては、次期自治総会において設立趣旨を報告しなくてはならない。
4. 各同好会は毎年 5 月に会員名簿を自治会長に提出しなくてはならない。
5. 各同好会は自治会に申請し、本会において審議を受け承認を得て、活動報告書を提出することにより、部に昇格できる。尚、発足は年度当初を原則とする。

(運営)

第 24 条 部、サークルの運営は、本会の目的範囲において、自主性を尊重される。

2. 部、サークルの役員任期並びに会計年度は、第 7 条並びに第 17 条に準ずるものとする。
3. サークルの勧誘は、主として入学当日から新入生歓迎会までの間行うものとする。
4. 部、サークルは 5 月末に所定様式により部員名簿を自治会長に提出するものとする。
5. 部、サークルは、毎年 3 月末までに次の活動報告書等を自治会に提出する。
活動実施報告書、活動予定報告書を自治会長に提出する。
当期会計決算見込書と次期会計予算書を会計に提出する。

附 則

本会則は、1991 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条における 1989 年度及び 1990 年度入学生の 3 年分の会費については、卒業までの残年の年度割相当分とする。

附 則

本会則は、2006 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、2013 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、2017 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、2021 年 1 月 1 日から施行する。

4) 順天堂大学障がいのある学生の支援に関する基本方針

順天堂大学(以下、「本学」という。)は、学是「仁」(人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ1心、これ即ち「仁」と理念「不断前進」(現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢)に則り、「三無主義」(出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える)の学風を掲げ、国際レベルでの社会貢献と人材育成を進めています。

(目的)

第1条 本方針は、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、本学に入学を希望する障がいのある者及び本学に在籍する障がいのある学生(以下、「障がいのある学生」という。)への支援に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 本学のすべての構成員は障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がい学生が障がいのない学生と平等に教育・研究に参加できるよう気化の確保に努める。

2 本学は、障がいの有無にかかわらず、すべての学生が相互の立場を尊重し、互いに学びあう環境を整備し、共生社会の実現に貢献する。

3 本学は、障がい学生が自立的に社会で活躍する人材へと成長できるよう支援する。

(定義)

第3条 本方針における用語の定義は次の各号のとおりとする。

(1)障がい 身体障がい、発達障がい、精神障がい又はその他の心身の機能の障がいを含み、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態

(2) 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(差別的取り扱いの禁止)

第4条 本学の構成員は、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取り扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 本学は、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上または受験上の必用かつ合理的な配慮(以下、「合理的配慮」という。)を提供するよう努める。

2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がいのある学生本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うよう努める。

3 本学は、障がいのある学生の個別の必要性に対する合理的配慮を的確に行うため、ユニバーサルデザインの推進、施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等に努める。

(相談・実施体制)

第 6 条 障害のある学生、その保証人及びその他関係者からの相談に的確に応じるため、以下の部署を窓口として、障害のある学生一人ひとりの支援の要望に基づき、関係部署が緊密に連携・協力して、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、受験上、修学上の必用かつ合理的配慮を行うことに努める。

対象	窓口となる部署
学部入学希望者	アドミッション・センター
学部在学学生	医学部 1 年生：さくらキャンパス学生課 医学部 2～6 年生：学部本郷学生課 スポーツ健康科学部：さくらキャンパス学生部 医療看護学部：浦安キャンパス学生部 保健看護学部：三島キャンパス学生部 保健医療学部：本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課(保健医療学部担当)
大学院研究科 入学希望者・ 在学学生	医学研究科：学生部本郷学生課 スポーツ健康科学研究科：さくらキャンパス学生部 医療看護学研究科：浦安キャンパス学生部

(情報公開)

第 7 条 障がいのある学生に対して、基本方針や支援体制等の情報を公開する。

(研修・啓発)

第 8 条 本学は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、構成員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

(改廃)

第 9 条 本方針の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この基本方針は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

5) 順天堂大学 校歌

宮澤隆治 作詞
間紀徹 作曲

ひかりにはゆるゆしまのだいちせい
くもわきのながたをうしらかかシげののハチラぜワーン
きぼうのはたをうしらかかシげののハチラぜワーン
しよ—うさいわやかこだまりすところじん
かる—きいふくやしかのほちかまりすともエラテアシ
く—みちびくまもりてここがにくはえ
あるときれちしきしににかがやかくぼこ—う
と—きしめいにアのびゆくほこ—う
おそののなわられららののじゅんてん—ど
おそののなわられららののじゅんてん—ど

一、
順天堂大学校歌
光に映ゆる湯島の台地
聖鐘爽やかこだますところ
仁術の道護りてここに

二、
雲わき流る習志野の原
若き生命は誇りに燃えて
朝に学び夕に磨く
誠と力に溢るる母校
おおその名われらの順天堂

三、
希望の旗を掲げよ今ぞ
人類福祉の誓いもあらた
行く手を築く若き国手の
尊き使命に伸びゆく母校
おおその名われらの順天堂

6) 卒業生数

順天堂看護教育 卒業生数

通算 回生	区分		卒業		小計 累計	通算 回生	区分		卒業		小計 累計									
	校名	回生	年月日	人員			校名	回生	年月日	人員										
1	講 習 所	1	明	42		46	講 習 所	46	昭 20. 5. 25	10	(推定) <u>1,182</u> 1,182									
2		2	明			47		47	昭 21. 4.	8										
3		3	明			48		48	昭 21. 11. 15	13										
4		4	明			49		49	昭 23. 3. 25	4										
5		5	明 41. 4. 1			50		50	昭 24. 3. 24	8										
6		6	明 42. 3.			51		51	昭 25. 4. 1	9										
7		7	明 43. 3.			52		52	昭 26. 3. 31	22										
8		8	明 44. 3. 31					53	看 護 学 院	1		昭 28. 3. 28	14	<u>29</u> 1,211						
9		9	明 44.					54		2		昭 29. 3. 19	15							
10		10	明 44.							55		准 看 護 婦 学 院	1		昭 31. 3. 27	16				
11		11	明 45.							56			2		昭 32. 3. 26	19				
12		12	大 2. 3.							57			3		昭 33. 3. 19	22				
13		13	大 3. 4. 1							58			4		昭 34. 3. 17	21				
14		14	大 4. 4. 1							59			5		昭 35. 3. 14	24				
15		15	大 5. 4. 25							60			6		昭 36. 3. 16	15				
16		16	大 6. 5. 1							61			7		昭 37. 3. 9	15				
17		17	大 7. 5. 1							16					高 等 看 護 学 校		1	昭 39. 3. 23	13	
18		18	大 8. 5. 1														62	2	昭 40. 3. 11	18
19		19	大 9. 5. 1														63	3	昭 41. 3. 10	19
20		20	大 10. 5. 2														64	4	昭 42. 3. 9	15
21		21	大 11. 5. 1														65	(1)		(27)
22		22	大 12. 5. 1														66	5	昭 43. 3. 7	22
23	23	大 13. 4.	67	(2)			(32)													
24	24	大 14. 5.	68	6	昭 44. 3. 6		(1)													
25	25	大 15. 5.	69	(3)	昭 44. 3. 6		34													
26	26	昭 2. 5. 1	70	7	昭 45. 3. 5		34													
27	27	昭 3. 4. 10	71	(4)	昭 46. 3. 4		36													
28	28	昭 4. 4. 12	72	(5)	昭 47. 3. 7		31													
29	29	昭 5. 4. 11									9						昭 47. 3. 7	31		
30	30	昭 6. 4. 11				66			5		昭 43. 3. 7			22						
31	31	昭 7. 4. 10				67			(2)					(32)						
32	32	昭 7. 4. 10				68		6	昭 44. 3. 6		(1)									
33	33	昭 8. 4. 10				69		(3)	昭 44. 3. 6		34									
34	34	昭 9. 4. 10				70		7	昭 45. 3. 5		34									
35	35	昭 10. 4. 10				71		(4)	昭 46. 3. 4		36									
36	36	昭 11. 4. 10				72		(5)	昭 47. 3. 7		31									
37	37	昭 12. 4. 10				8						9		昭 47. 3. 7			31			
38	38	昭 13. 4. 10										66		5			昭 43. 3. 7	22		
39	39	昭 14. 4. 8								67		(2)		(32)						
40	40	昭 16. 4. 10								68		6	昭 44. 3. 6	(1)						
41	41	昭 17. 4. 10								69		(3)	昭 44. 3. 6	34						
42	42	昭 18. 5.								70		7	昭 45. 3. 5	34						
43	43	昭 19. 12.								71		(4)	昭 46. 3. 4	36						
44	44	昭 19. 12.								72		(5)	昭 47. 3. 7	31						
45	45	昭 19. 12. 25								73		(6)	昭 47. 3. 7	31						
										74		8	昭 47. 3. 7	31						
										75		(7)		(32)						
										76		9	昭 47. 3. 7	31						
										77		(8)		(32)						
										78		10	昭 47. 3. 7	31						
			79	(9)			(32)													
			80	11	昭 47. 3. 7		31													
			81	(10)			(32)													
			82	12	昭 47. 3. 7		31													
			83	(11)			(32)													
			84	13	昭 47. 3. 7		31													
			85	(12)			(32)													

※ () 内数字は、高等看護学校別科・看護専門学校第二看護学科を示す。

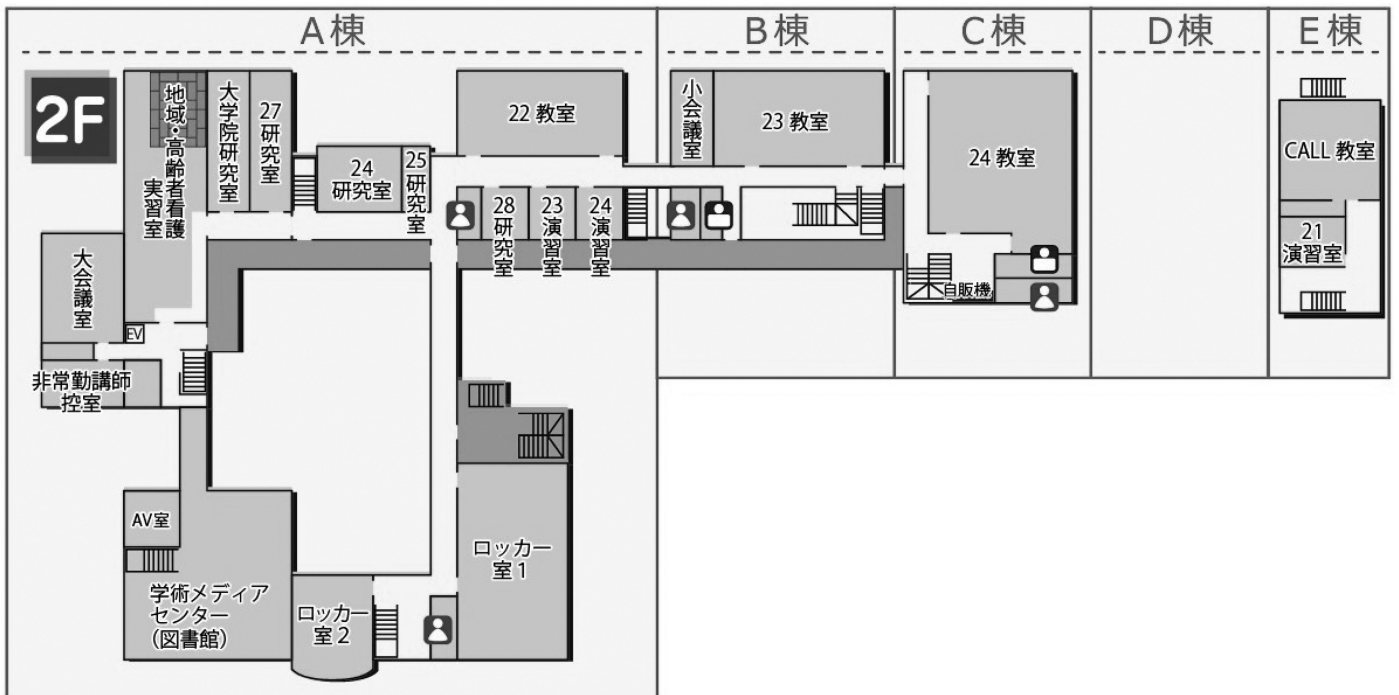
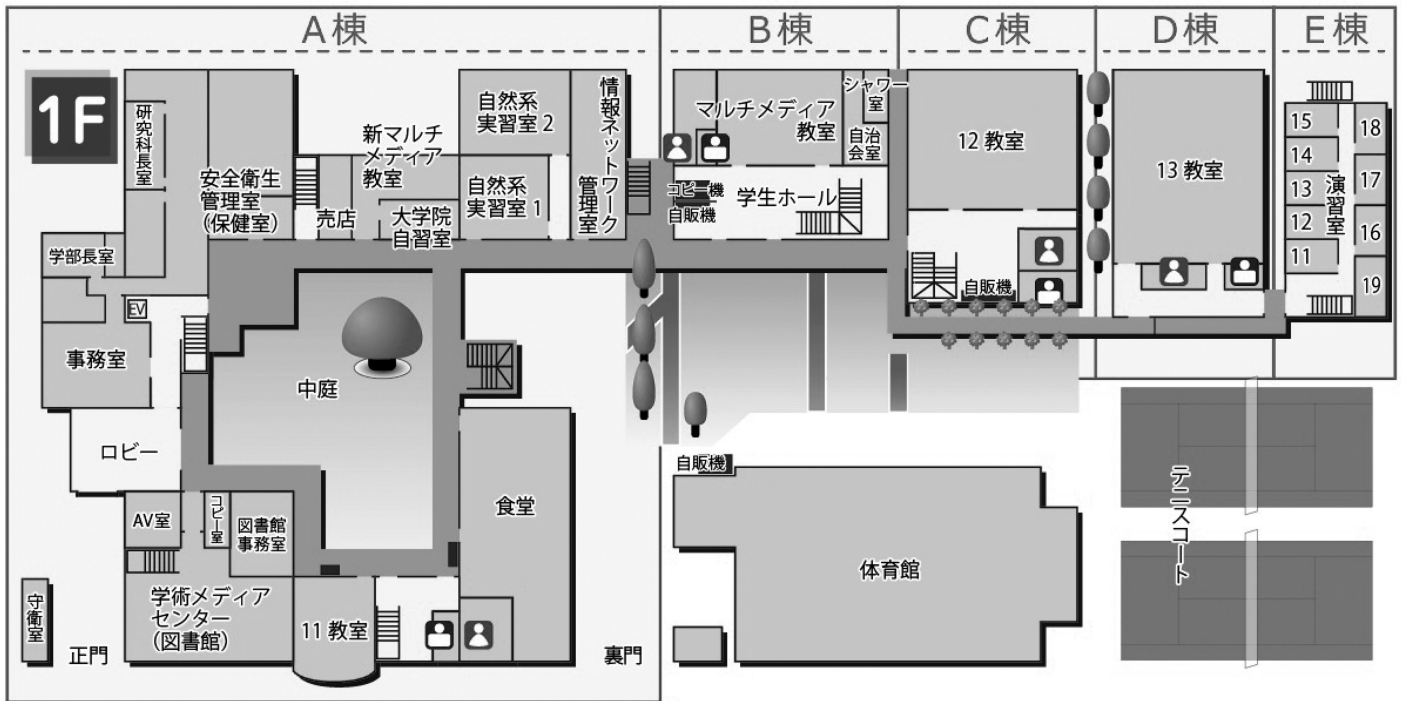
通算 回生	区分		卒業		小計 累計	通算 回生	区分		卒業		小計 累計
	校名	回生	年月日	人員			校名	回生	年月日	人員	
73	高等 看護 学校	12 (9)	昭 50. 3. 5	35 (28)	384 (391) 2,118	81	看護 専門 学校	20 (17)	昭 58. 3. 12	50 (29)	711 (483) 3,312
			昭 50. 3. 27	1 (20)					昭 58. 3. 24	(1)	
			昭 50. 8. 26	(1)					昭 59. 3. 10	(1)	
			昭 51. 3. 30	(1)		82		21 (18)	昭 59. 3. 23	(1)	
74		13 (10)	昭 53. 3. 13	1					昭 59. 3. 10	48 (29)	
			昭 51. 3. 10	46 (41)		83		22 (19)	昭 59. 3. 23	(1)	
		昭 51. 3. 30	(6)			昭 60. 3. 9	47 (30)				
		昭 51. 5. 25	(2)	84	23 (20)	昭 62. 3. 25	(1)				
75	看護 専門 学校	14 (11)	昭 52. 3. 11	44 (47)		85	24 (21)	昭 61. 3. 8	50 (32)	711 (483) 3,312	
			昭 52. 3. 29	(1)				昭 62. 3. 10	(2)		
			昭 52. 7. 26	1		86	25 (22)	昭 62. 3. 25	(1)		
			昭 52. 8. 20	(1)				昭 62. 3. 10	48 (30)		
			昭 53. 3. 13	(4)		87	26 (23)	昭 63. 3. 12	51 (35)		
76		15 (12)	昭 53. 3. 29	(1)				平 1. 3. 10	52 (40)		
			昭 53. 3. 13	41 (47)		88	27	平 2. 3. 10	52		
			昭 54. 3. 12	1 (2)		89	28	平 3. 3. 11	50		
			昭 55. 3. 15	(1)		90	1	平 4. 3. 10	86		
77		16 (13)	昭 54. 3. 12	37 (36)				平 4. 3. 19	4		
			昭 54. 3. 29	(4)		91	2	平 5. 3. 10	94		
			昭 54. 4. 5	1		92	3	平 6. 3. 10	97		
		昭 54. 7. 10	1	93	4	平 6. 7. 14	1				
		昭 55. 3. 15	(2)	94	5	平 7. 3. 9	100				
78	17 (14)	昭 55. 3. 15	42 (31)			平 7. 3. 15	101				
		昭 55. 3. 27	1 (3)	95	6	平 9. 3. 10	100				
		昭 55. 4. 25	1	96	7	平 10. 3. 10	102				
		昭 56. 3. 14	(5)	97	8	平 11. 3. 10	92				
		昭 56. 3. 26	(1)	98	9	平 12. 3. 10	95				
		昭 57. 3. 13	(1)	99	10	平 13. 3. 9	106				
79	18 (15)	昭 56. 3. 14	48 (29)			平 14. 3. 8	102				
		昭 56. 3. 14	(1)	100	11	平 15. 3. 10	94				
		昭 57. 3. 13	(1)	101	12	平 16. 3. 8	105				
		昭 56. 3. 14	48 (29)	102	13	平 17. 3. 12	99				
		昭 56. 3. 14	(2)	103	14	平 18. 3. 11	98				
80	19 (16)	昭 56. 3. 26	(2)			平 20. 3. 15	98				
		昭 57. 3. 13	(2)	104	15	平 21. 3. 19	103				
		昭 57. 3. 13	45 (26)	105	1	平 22. 3. 19	204				
		昭 57. 3. 25	(1)	106	2	平 23. 3. 19	192				
		昭 58. 3. 12	(1)	107	3	平 24. 3. 16	196				
		昭 58. 3. 24	(2)	108	4	平 25. 3. 19	211				
				109	5	平 26. 3. 20	194				
				110	6	平 27. 3. 20	197				
				111	7	平 28. 3. 18	196				
				112	8	平 29. 3. 17	202				
				113	9	平 30. 3. 16	192				
				114	10						
				115	11						

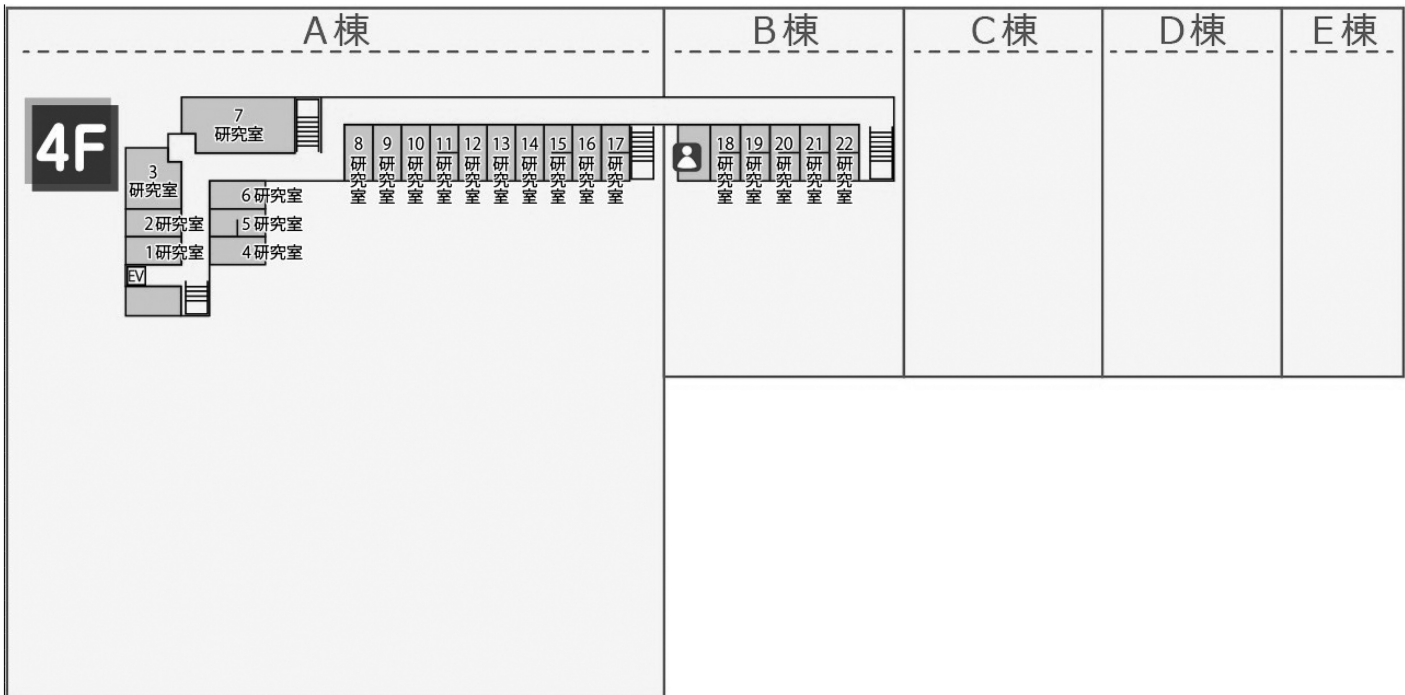
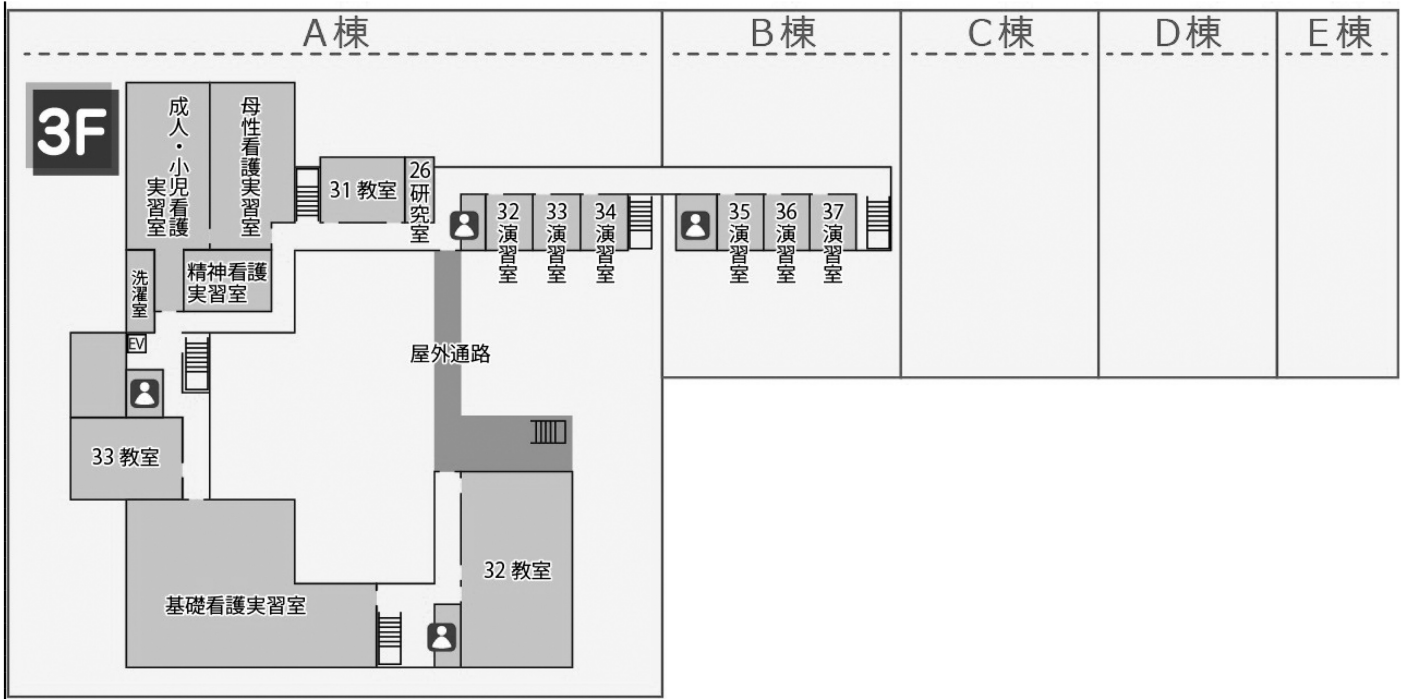
通算 回生	区分		卒業		小計 累計
	校名	回生	年月日	人員	
116	医療 看護 学部	12	平 31. 3. 14	199	<u>2,785</u> 7,573
117		13	令 2. 3. 13	203	
118		14	令 3. 3. 11	202	
119		15	令 4. 3. 16	196	

順天堂医療短期大学専攻科 修了生数

地域看護学専攻				助産学専攻			
通算 回生	卒業		累計	通算 回生	卒業		累計
	年月日	人員			年月日	人員	
1	平 5. 3.10	30	30	1	平 5. 3.10	13	13
2	平 6. 3.10	30	60	2	平 6. 3.10	9	22
3	平 7. 3. 9	30	90	3	平 7. 3. 9	13	35
4	平 8. 3.15	30	120	4	平 8. 3.15	14	49
5	平 9. 3.10	30	150	5	平 9. 3.10	14	63
6	平 10. 3.10	30	180	6	平 10. 3.10	13	76
7	平 11. 3.10	30	210	7	平 11. 3.10	13	89
8	平 12. 3.10	30	240	8	平 12. 3.10	16	105
9	平 13. 3. 9	31	271	9	平 13. 3. 9	15	120
10	平 14. 3. 8	30	301	10	平 14. 3. 8	13	133
11	平 15. 3.10	30	331	11	平 15. 3.10	14	147
12	平 16. 3. 8	29	360	12	平 16. 3. 8	14	161
13	平 17. 3.12	32	392	13	平 17. 3.12	15	176
14	平 18. 3.11	30	422	14	平 18. 3.11	15	191
				15	平 19. 3.17	15	206

7) 浦安キャンパス施設案内図





8) 順天堂大学関連施設一覧

1) 学部

浦安キャンパス

<医療看護学部>

〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

TEL : 047-355-3111

(JR 新浦安駅よりバス約 7 分)

日の出キャンパス

<医療科学部>

〒279-0013 千葉県浦安市日の出 6-4

TEL : 047-354-3311

(JR 新浦安駅よりバス約 10 分)

さくらキャンパス

<スポーツ健康科学部・医学部 (1 年次)>

〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台 1-1

TEL : 0476-98-1001

(京成本線 京成酒々井駅よりバス約 5 分)

本郷・お茶の水キャンパス

<医学部・国際教養学部・保健医療学部>

〒113-8421 東京都文京区本郷 2-1-1

TEL : 03-3813-3111 (大代表)

(JR 御茶ノ水駅より徒歩約 5 分)

三島キャンパス

<保健看護学部>

〒411-8787 静岡県三島市大宮 3-7-33

TEL : 055-991-3111

(JR 三島駅より徒歩約 7 分)

2) 順天堂大学医学部附属病院

順天堂医院

HP: <https://www.juntendo.ac.jp/hospital/>

〒113-8431 東京都文京区本郷 3-1-1

TEL : 03-3813-3111

静岡病院

HP: <https://www.hosp-shizuoka.juntendo.ac.jp/>

〒410-2295 静岡県伊豆の国市長岡 1129

TEL : 055-948-3111

越谷病院

HP: <https://hosp-koshigaya.juntendo.ac.jp/>

〒343-0032 埼玉県越谷市袋山 560

TEL : 048-975-0321

浦安病院

HP: <https://www.hosp-urayasu.juntendo.ac.jp/>

〒279-0021 千葉県浦安市富岡 2-1-1

TEL : 047-353-3111

順天堂東京江東高齢者医療センター

HP : <https://hosp-gmc.juntendo.ac.jp/>

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-20

TEL : 03-5632-3111

練馬病院

HP: <https://hosp-nerima.juntendo.ac.jp/>

〒177-0033 東京都練馬区高野台 3-1-10

TEL : 03-5923-3111



順天堂大学 医療看護学部

浦安キャンパス

〒279-0023 千葉県浦安市高洲2-5-1 TEL:047-355-3111
<http://www.nurs.juntendo.ac.jp/>

学籍番号	
氏 名	